

議事日程（第4号）

令和5年3月13日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
（専決第1号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 議案第2号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 新温泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 新温泉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 新温泉町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 発議第1号 新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 新温泉町集会施設条例の廃止について
- 日程第9 議案第7号 新温泉町湯村温泉保護利用条例の一部改正について
- 日程第10 議案第8号 新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 新温泉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 新温泉町七釜温泉ゆーらく館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 新温泉町索道施設の設置等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例の廃止について
- 日程第17 議案第15号 新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例及び新温泉町下夕山公共建設残土処分場事業基金条例の廃止について
- 日程第19 議案第17号 新温泉町十字谷残土処分場条例及び新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の廃止について
- 日程第20 議案第18号 新温泉町特別会計条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 新温泉町公立浜坂病院事業基金条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について

- 日程第24 議案第22号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第27 議案第25号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第28 議案第26号 新温泉町文化財センター条例の制定について
- 日程第29 議案第27号 辺地に係る総合整備計画の策定について
(春来)
- 日程第30 議案第28号 辺地に係る総合整備計画の策定について
(海上)
- 日程第31 議案第29号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(まち歩き案内所)
- 日程第32 議案第30号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(正法庵とんぼの里公園)
- 日程第33 議案第31号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(切畑ふれあい広場)
- 日程第34 議案第32号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(中辻農村公園)
- 日程第35 議案第33号 公の施設に係る指定管理者の指定について
(八田コミュニティセンター)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 専決処分の報告について
(専決第1号) 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について
- 日程第3 議案第2号 新温泉町行政組織条例の一部改正について
- 日程第4 議案第3号 新温泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第4号 新温泉町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第6 議案第5号 新温泉町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第7 発議第1号 新温泉町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 新温泉町集会施設条例の廃止について
- 日程第9 議案第7号 新温泉町湯村温泉保護利用条例の一部改正について

- 日程第10 議案第8号 新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第9号 新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 新温泉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 新温泉町七釜温泉ゆーらく館条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 新温泉町索道施設の設置等に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第14号 新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例の廃止について
- 日程第17 議案第15号 新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第18 議案第16号 新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例及び新温泉町下夕山公共建設残土処分場事業基金条例の廃止について
- 日程第19 議案第17号 新温泉町十字谷残土処分場条例及び新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の廃止について
- 日程第20 議案第18号 新温泉町特別会計条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について
- 日程第22 議案第20号 新温泉町公立浜坂病院事業基金条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第22号 新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第23号 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第26 議案第24号 新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

出席議員（16名）

1 番 中 村 茂君	2 番 西 村 龍 平君
3 番 岡 坂 遼 太君	4 番 澤 田 俊 之君
5 番 米 田 雅 代君	6 番 森 田 善 幸君
7 番 浜 田 直 子君	8 番 河 越 忠 志君
9 番 重 本 静 男君	10番 竹 内 敬一郎君
11番 岩 本 修 作君	12番 池 田 宜 広君
13番 中 井 勝君	14番 中 井 次 郎君
15番 小 林 俊 之君	16番 宮 本 泰 男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 島 木 正 和君 書記 小 林 正 則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西 村 銀 三君 副町長 西 村 徹君
教育長 西 村 松 代君 温泉総合支所長 西 澤 要君
牧場公園園長 小 野 量 就君 総務課長 中 井 勇 人君
企画課長 水 田 賢 治君 税務課長 中 村 裕君
町民安全課長 小 谷 豊君 健康福祉課長 朝 野 繁君
商工観光課長 福 井 崇 弘君 農林水産課長 原 憲 一君
建設課長 松 井 豊 茂君 上下水道課長 井 上 陽 一君
浜坂病院事務長 宇 野 喜代美君 介護老人保健施設ささゆり事務長 山 本 幸 治君
会計管理者 山 本 輝 之君 こども教育課長 中 島 昌 彦君
生涯教育課長 谷 淵 朝 子君 調整担当 森 田 忠 浩君
代表監査委員 島 田 信 夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第 1 2 2 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれまして、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出議案であります条例の改正など、議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達しておりますので、第 1 2 2 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第 1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第 1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る3月3日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されていますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が3月6日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

3月6日開催、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。報告事項については、各所管の委員会資料を御清覧ください。協議事項のみを報告いたします。

最初は、牧場公園課です。協議事項は1件です。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、減額の主なものは、地域おこし協力隊の未採用によるものです。委員会として了承いたしました。

次に、農林水産課です。協議事項は5件です。新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正については、町が単独で改正するものです。委員会として了承しました。公の施設に係る指定管理者の指定については、2の正法庵とんぼの里公園、3の切畑ふれあい市場、4の中辻農村公園について、いずれも委員会として了承しました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、主なものは畜産クラスター事業再申請による補助金の増額等によるものです。委員会として了承しました。

次に、建設課です。協議事項は7件です。新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例及び新温泉町下夕山公共建設残土処分場事業基金条例の廃止について、新温泉町十字谷残土処分場条例及び新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の廃止について、新温泉町特別会計条例の一部改正について、新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正については、いずれも委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、減額の主なものは公共街路事業浜坂駅港湾線の精算によるもの、住宅管理費の実績等によるものです。委員会として了承しました。令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第5号）について、令和4年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第2号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、税務課です。協議事項は令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についての1件です。各業務の決算見込みによる委託料の減額が主なものです。委員会として了承しました。

次に、商工観光課です。協議事項は3件です。条例の制定及び改廃については3項目あります。1、新温泉町使用料徴収条例の一部改正及び新温泉町七釜温泉ゆーらく館条

例の一部改正については質疑がありました。リフレッシュ館の年間利用券は廃止するのではなく値上げして残すべきとの質疑に対して、夢公社の要望であり、夢公社の経営を考慮して決めたとの答弁でありました。賛成多数で了承しました。

次に、新温泉町索道施設の設置等に関する条例の制定について、新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例の廃止について、公の施設に係る指定管理者の指定（まち歩き案内所）については、いずれも委員会として了承しました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、主なものは商店街お買物事業プレミアム商品券事業です。委員会として了承しました。

次に、企画課です。協議事項は4件です。新温泉町湯村温泉保護利用条例の一部改正について、辺地に係る総合整備計画の策定について（春来辺地）、辺地に係る総合整備計画の策定について（海上辺地）は、いずれも委員会として了承しました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、減額の主なものは、地域おこし協力隊及び集落支援員の未採用やワーケーション事業中止などによるものです。委員会として了承しました。

次に、総務課です。協議事項は6件です。新温泉町行政組織条例の一部改正について、新温泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について、新温泉町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、新温泉町個人情報保護審査会条例の制定について、新温泉町集会施設条例の廃止については、いずれも委員会として了承しました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、減額の主なものは、ふるさと納税寄附額の見込みによるものです。委員会として了承しました。

最後に、議会事務局です。協議事項は令和4年度一般会計補正予算（第8号）の1件です。委員会として了承しました。

付託されました請願第3号については、委員会として不採択としました。閉会中の継続審査10件について、議長に申し出ることにいたしました。

以上、総務産建常任委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 最後の部分の、請願についての不採択となった主な理由について、お聞かせいただけませんか。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君に申し上げます。

あくまでも協議事項の質疑ですので。請願はまた後ほどあるそうですので、お願いします。

○議員（8番 河越 忠志君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございます。

次に、民生教育常任委員会が3月7日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 民生教育常任委員会の報告をさせていただきます。

令和5年3月7日開催いたしました。所管事務調査は、浜坂病院、介護老人保健施設ささゆり、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、生涯教育課、こども教育課を行いました。報告事項は資料を御清覧ください。協議事項のみ御報告いたします。

まず、公立浜坂病院老人保健施設ささゆりの協議事項は2件です。新温泉町公立浜坂病院事業基金条例の制定について、今までの寄附と今回の寄附を合わせて積み立てる条例の設置です。基金を設けて将来につなげていくとありました。委員会として了承いたしました。2、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。

町民安全課です。協議事項3件です。新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、改正は、防災情報伝達機器を追加し、ひょうご防災ネットに通知され、町のホームページにも掲載されるようになります。委員会として了承いたしました。新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、消防団員処遇改善のため、年額報酬がそれぞれ約1.5倍に増加します。各分団の運営費等は各分団で賄うようになります。制服等は町から支給します。団の運営費等は地域の中での消防団で決めていきます。委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、委員会として了承いたしました。

次に、健康福祉課です。協議事項3件です。新温泉町国民健康保険条例の一部改正について、出産育児一時金が8万円増で、加算額を含め、50万円になります。委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、委員会として了承いたしました。

上下水道課、協議事項3件です。令和4年度新温泉町浜坂配湯事業特別会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第3号）について、委員会として了承いたしました。

生涯教育課、協議事項4件です。新温泉町使用料徴収条例の一部改正について、B&G海洋センターの舟艇の利用料の改正と新温泉町使用料免除の項目の整理となります。委員会として了承いたしました。新温泉町文化財センター条例の制定について、委員会

として了承いたしました。公の施設に係る指定管理者の指定について（八田コミュニティセンター）、八田文化交流館へ令和5年4月1日から令和10年3月31日まで八田コミュニティセンター指定管理を指名したいという提案です。委員会としていたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、委員会として了承しています。

こども教育課、報告事項5件です。新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について、国において、こども家庭庁が設置に伴う条例の改正についてです。委員会として了承いたしました。新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、しつけとして児童虐待を正当化する口実に利用されないよう、条例の26条を削除するものです。委員会として了承いたしました。新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、児童福祉施設設備及び運営について、整備等について、また感染症及び食中毒の予防などについて、研修、訓練等を行う。委員会として了承いたしました。新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、改正内容として、送迎バス等のサービスを含めた児童の安全確保等計画を定め、研修、訓練の実施、自動車利用のときの所在の確認などです。委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、委員会として了承いたしました。

付託されました請願第1号、新温泉町立浜坂認定こども園の早期新築整備を望む請願書については、賛成少数で不採択となりました。

閉会中の継続調査といたしまして、継続調査申出書のとおり、9件について議長に申し出ました。

以上で民生教育常任委員会の報告を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、これをもって質疑を終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

以上で諸報告を終わります。

日程第2 報告第1号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、報告第1号、専決処分の報告について（専決第1号）損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により行った専決処分について、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 報告第1号、専決処分の報告について説明をさせていただきます。

1、事件名は損害賠償の額の決定及び和解に関する事。2、専決処分を行った日は令和5年1月31日です。

事故の概要について説明をいたします。審議資料の1ページをお開きください。1の事故の概要でございます。(1)、発生日時は、令和4年12月1日木曜日、午後1時15分頃です。(2)、場所は、兵庫県美方郡新温泉町二日市753番地4地先、町道二日市古市線の歩道です。(3)、車両を損傷した相手方は、兵庫県美方郡新温泉町七釜904番地、医療法人杏風会です。(4)、事故発生の状況ですが、医療法人杏風会の職員が運転する軽自動車が、旧JAたじま大庭分店敷地に入るため、町道二日市古市線北側から右折で当該敷地地先の歩道に乗り入れたとき、本町が管理する道路施設である歩道縁石ブロックがぐらついており、それが跳ね上がって車両の底部に当たり、車両の一部を損傷させたものです。2の事故発生箇所は、下の地図上の丸で囲っている場所でございます。

それでは、報告第1号の専決第1号本文をお願いします。

本件につきましては、相手方と話し合った結果、令和5年1月31日に和解が成立しております。

和解の内容でございますが、1点目、町は相手方に車両の修理代として8万4,854円を支払う。2点目、今後、本件に関しては、双方とも裁判上または裁判外において、一切の異議申立て及び請求を行わないでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第3 議案第2号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第2号、新温泉町行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町の課題解決への対応強化のため、課の

所掌事務について所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第2号について御説明いたします。説明の都合上、審議資料13ページを御覧ください。

まず、組織の一部見直しについて説明いたします。組織につきましては、町の課題解決への対応強化のため、一部見直しを行い、自治体DXへの対応とふるさと納税の推進について体制強化を図るものです。

まず、①として、総務課で行っている情報処理に関する業務と企画課で行っている地域情報化に関する業務を企画課広報情報係に一本化し、名称をDX・情報推進係とするもので、デジタル社会への対応を推進し、また、庁内業務の効率化により行政サービスを向上させるため、総務課管財係が所管する自治体DXに関する業務を企画課広報情報係に一本化し、体制強化を図ります。

次に、②です。総務課と商工観光課で分担しているふるさと納税に関する業務を商工観光課に一本化し、商工観光課内に新たにふるさと寄附推進係を設置いたします。現在、総務課管財係で行っている寄附の受入れ、ポータルサイトの運営、実績の取りまとめや寄附者への対応等の業務と、商工観光課商工振興係が行っている事業者の開拓、返礼品の開発及びPR等の業務を一本化することで体制を強化し、より強力で推進することといたします。実施時期は令和5年4月1日からでございます。

次のページには機構図をつけております。1の自治体DX推進関係では、総務課の管財係の電算部門を企画課広報情報係に移管して、係名を変更いたします。2のふるさと納税推進関係では、総務課管財係と商工観光課商工振興係のふるさと納税に関する業務を一本化し、商工観光課に係を新設いたします。

次に、審議資料2ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案です。第2条に総務課の事務を規定しており、現行の第6号、情報処理に関する事項を改正案第3条、企画課の事務に第4号として追加します。

次に、3ページの新温泉町行政組織規則の一部を改正する規則について、7ページの新旧対照表を御覧ください。第2条の組織として設置された課等に次のとおり係等を置くとしており、企画課の部分、現行、広報情報係を、改正案、DX・情報推進係に改め、商工観光課のところに新たにふるさと寄附推進係を加えます。

次に、別表で、次のページ、企画課の項と10ページから12ページまでの商工観光課の項全ての部分で下線表示となっておりますが、それぞれ全体を改める手法としたため、実際の変更箇所は、8ページで現行、総務課にある、第12号、電子計算組織の管理及び運営に関することと、第13号、行政の情報化に関する総合調整及び施策の推進に関すること、この2号を9ページから10ページにかけて、企画課広報情報係をDX・情報推進係に改め、同係に10ページ第8号、第9号として加えます。

次のページ、商工観光課に新たにふるさと寄附推進係を加えて、事務分掌にふるさと応援寄附金の推進に関するものを加えます。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。この条例は令和5年4月1日から施行すると。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ふるさと納税に関するものが商工観光課に一本化されて、新たに係をつくられるということで、そうしますと、企業版ふるさと納税についても同様なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 現在、企業版ふるさと納税につきましては企画課と、受入れは総務課が行っております。それにつきましてはこれまでどおりということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしましたら、企業版ふるさと納税の寄附金といいますのは、現在どのような措置になっているのか、一般的なふるさと納税はふるさとづくり基金、経費を除いた部分をふるさとづくり基金に入れられて、経費の分は一般会計のほうで処理されるということですが、企業版ふるさと納税のほうはどうなっているのでしょうか。

それと、あと、これ見ると、総務課の一部所管が企画課と、それから商工観光に移るわけですが、その分ちょっと総務課の所管業務が減るということなんですが、最近いろんな、職員の方の精神的な面とか身体的な面、いろいろ抱えて、長期休暇されるというような方もおられますので、そういったメンタル面とか、そういったストレスチェックとかそういった面に、その部分を総務課は、職員の方が健康で業務できるようにしていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 企業版のふるさと納税につきましては、今年度も2社から寄附をいただき、寄附金として受け入れております。また、総務課のほうの事務が減るということですが、その分、人員も減ることがございます。

御指摘のようにメンタルでの不調という部分、近年、本町に限らず、全国的な部分でもそういった課題ということがございます。当然ながら、従来から人事の担当でもメンタルに係る全町職員を対象とした研修等も実施しながら、自らケアをしていく、組織としてもケアをしていくということで研修をしながら、また、そうならないようにということで気をつけているところでございます。

業務の負担ということもあるかと思えますけども、その辺りも課、所属長を中心にそれぞれケアをしながら対応してるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 最初のちょっと、質問の答えが返ってないように思うんですが、企業版ふるさと納税の寄附金の会計处理的なものはどうなっているのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 寄附額全額を歳入として受け入れているということでございます。ですので、ふるさと納税のようにその半額を経費としてという部分ということではなくて、全額を寄附金として受け入れているということでございます。

その該当する事業に充当し、1年通して、決算を通じて、この事業に充当しましたということで、事業者に対して公表しているということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。（発言する者あり）ちょっと待ってくださいよ。

2番、西村龍平君に申し上げます。所管ですので、質疑のほうはできませんので。そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わりました。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（宮本 泰男君） 日程第4、議案第3号、新温泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町の機関に係る手続等において、利用者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を目的とした情報通信技術の活用に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第 3 号について御説明いたします。

議案、次のページから条例本文第 1 条から第 10 条まで記載しておりますが、審議資料の条例の概要をもって説明いたしますので、審議資料 19 ページを御覧ください。

条例の概要を説明いたします。まず、背景及び条例制定の目的ですが、国においては、法令により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その法令を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするための通則法として、いわゆるデジタル手続法を定めました。

このデジタル手続法は、自治体に対し、自治体の条例等により行政手続を書面等で行うことが定められている場合でも、その条例等を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするため、必要な措置を講ずるよう努力義務を課しており、デジタル手続法と同様の措置を求めています。

この趣旨を踏まえ、行政手続に関する特例を定めた本条例を制定することで、行政手続に関する条例・規則等を個別に改正することなく、オンライン化を可能とするものです。

次に、条例の主な内容です。対象手続は、本町の機関等が定める条例等に基づく手続等として、申請、処分通知、縦覧、作成等があります。対象となる機関は、町長、その他執行機関等です。次に、第 3 条から第 6 条まで、オンラインによる手続等として、書面手続にかかわらず、オンラインによる手続や署名等の規定がある場合のマイナンバーカードの利用による代替規定、次のページで、申請等のうち手数料等のオンライン納付の規定、また、手続等の一部オンライン化について規定しています。第 7 条では、適用除外として、手続等のうち、既に個別の条例等の規定においてオンラインによる手続等が規定されている場合は、本条例を適用せず、個別の条例等の規定に基づき対応することとします。第 8 条では、マイナンバーカードの利用などで、書面等で確認すべき情報を入手し、参照できる場合は、添付書類を省略することができるとしています。第 9 条では、オンライン化した行政手続の状況について、インターネット等の方法により公表するものといたします。施行期日は公布の日としております。

審議資料 15 ページから 18 ページまでは、条例の施行に関し必要な事項について、新温泉町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則を定め、施行期日を条例と同様に公布の日としております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

3 番、岡坂遼太君。

○議員（3 番 岡坂 遼太君） どのくらい影響があるか分からないんですけども、印鑑に関して、何か影響があるものはあるでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 書面上で印鑑が必要な部分について、オンライン化したときにどうかという趣旨かと思えますけども、マイナンバーカード等を活用して本人確認をしながら申請をしていただくということになりますので、その際の印鑑は不要ということになります。

○議長（宮本 泰男君） 3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 本町の手書きの書類では、お金が関わることに关しては印鑑を残しているような感じだったかなというふうに思うんですけども、そういった感じ、そういった手書きのほうのものに关しての影響はないのかということと、オンラインで手続する際に、マイナンバーカード等を利用しないときのオンライン署名等の利用に关しては、これの条例は关わってくるものでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） まず最初に、先ほど回答した部分で、申請において印鑑とさっき言いましたが、現在、申請においては印鑑不要ということになっております。その分に係る手続のオンライン化ということで、先ほど議員も言われましたように、請求に关しては印鑑が必要ということでございます。その分について、このオンライン化で対応するというにはなっておりませんので、従来どおりということでございます。

現状、全てにおいてオンラインが可能ということには、町としても対応がそこまでできておりませんので、今考えられる部分につきましては、申請関係、特に子育ての関係、児童手当等であったり、介護の関係の申請関係、届出関係が、窓口に来なくてもオンラインで可能となるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（宮本 泰男君） 日程第5、議案第4号、新温泉町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例の制定を御提案申し上げますのであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、議案第4号について御説明いたします。説明の都合上、審議資料78ページを御覧ください。

条例の概要について御説明いたします。まず、条例制定の背景として、個人情報の保護に関する法律の改正について、社会全体のデジタル化の進展に対応した個人情報保護とデータ流通の両立、そして個人情報保護制度の国際的な調和を図ることを目的とします。

次に、法律の概要について、図1、個人情報保護制度の見直しの全体像を御覧ください。令和3年に改正された個人情報保護法の施行により、官民を通じた個人情報保護制度の見直し、官民一元化が行われました。

見直し前の部分ですが、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法、これら3本の法律を、見直し後の1本の法律、新個人情報保護法に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化されました。

これを受けまして、新温泉町における対応として、79ページになりますが、令和5年4月から改正法による個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、現行の個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項と条例で定めることが認められた事項を規定する条例を新たに制定します。

80ページ、条例の主な規定内容を御覧ください。第3条で、開示請求等の手続について規則で定める事項を記載するとしており、第4条で、開示請求に係る手数料等について、請求に係る手数料は無料とし、文書または図面の写しの交付等を受ける場合には実費を徴収すると規定して、手数料条例でその額を規定しています。第7条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合や、その他重要事項について個人情報保護審査会へ諮問することができることと規定しています。あと、附則で罰則について、法の規定に準じて、実施機関の職員または現行条例において旧実施機関の職員であった者等に対する罰則を規定しています。施行期日は令和5年4月1日からとしております。

次に、70ページの条例新旧対照表を御覧ください。この条例の制定に基づき、関連する条例の一部改正を附則で行うものになります。左側が現行、右側が改正案です。

まず、情報公開条例ですが、改正案では第7条の公文書の公開義務について、個人情報保護制度における非公開情報の範囲の整合を図るため、個人に関する情報の規定を改

正します。また、情報公開法において行政機関等匿名加工情報、個人識別符号が非公開情報として追加されたことを受け、同様の規定を追加します。また、73ページの第8条以降、号ずれによる字句の改正等を行います。

次に、75ページの新温泉町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例です。第7条第2項では、個人情報の定義として根拠法令を加えております。第11条では、見出しを改め、条文では根拠規定を条例から法律に、また安全管理措置に関する内容に改めています。

次に、76ページ、新温泉町手数料条例です。30の項、事務の欄で条例名を改め、開示請求に係る手数料については、条例本文で無料と規定したため、ここでは削除いたします。また、開示の実施に係る手数料については、30の項全体を改める改正としたため、下線表示はありますが、金額等内容は現行と変更ございません。

次に、審議資料21ページから69ページまでは、この条例の施行に関し、必要な事項について規則を定めるもので、様式では第1号から第34号まで規定しております。

それでは、議案本文に戻っていただき、附則を御覧ください。第1条で、施行期日を規定しており、第2条で、現行の新温泉町個人情報保護条例を廃止するとし、第3条では、個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を規定しております。また、第4条から第8条までは、先ほど新旧対照表で説明しました関連条例の一部改正について規定しております。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、議案第5号、新温泉町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、新温泉町個人情報保護審査会を設置するため、条例制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、説明の都合上、審議資料 8 2 ページ、条例の概要を御覧ください。

まず、条例制定の背景としまして、(1)、個人情報の保護に関する法律の改正については、先ほどの個人情報の保護に関する法律施行条例と同様です。次に、新温泉町における改正法への対応ですが、開示請求等の審査請求に係る諮問は、各地方公共団体が設置する諮問機関に対して行うことが改正法で規定されたことにより、審査会に係る規定を条例で定める必要があることから、新たに本条例を制定するものです。

次に、条例の主な規定内容ですが、第 4 条で所掌事項として、開示請求、訂正請求または利用停止請求に係る不作為についての審査請求に関する事項のほか、新温泉町個人情報の保護に関する法律施行条例第 7 条の規定によりなされた諮問への答申等について規定します。第 5 条では、組織等に関する規定として、委員の定数は 5 人以内とし、第 6 条で、委員の任期を 3 年とすることや補欠委員の任期を規定し、第 7 条で、会長の設置等について規定します。次のページ、第 9 条では、開示決定等を行った個人情報の提示要求や、当該個人情報の内容を分類整理した資料を作成し提出を求めるなど、審査会の調査権限等を規定し、第 1 2 条では、審査会に提出された意見書等の写しの審査請求人等への送付などについて規定します。第 1 7 条では、委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合における罰則について規定いたします。施行期日は令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。第 1 条では施行期日を、第 2 条で、新温泉町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について、第 6 項まで規定しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8 番、河越忠志君。

○議員（8 番 河越 忠志君） ただいま説明いただきました内容の中で、審議資料の 8 2 ページにある一番下の組織の中で、委員の定数 5 人以内とされていることについての理由を教えてくださいませんか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 法律等において明確にちょっと規定があるかどうかまで確認ができませんが、現行の条例におきまして 5 名としておりますので、同様に 5 名以内

としております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 数字の5ということではなくて、以内という意図についてはいかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 一般的に、委員の場合は何名以内としており、その範囲内で任命しているということでございますので、この条例においても、何人ということ限定するのではなくて、以内と。欠けた場合、もしくは選任できない場合等も、補充するということがあります。通常、条例規定する場合は以内というのが一般的というふうな認識をしております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 一般的にというところについてはそうかもしれないんですけど、以内であると、極端に言えば、1人でも足りてるという話になってしまう部分もあろうかなと思うんですね。だから、ほかの法律なんかであっても、何人以上何人以内と規定されてて、明らかに欠員が生じたときにはそれを補わなきゃいけないというような形になってると思うんですけども、条例においてもそういったある程度の縛りがないと、通例こうだからこれでいいんだということでは、今後いろんなパターンの中で対応できないんじゃないかと思うんで、一般の方が理解しやすい、通例ということではなくて、この条例そのものを生かしていくという意味の中で、ある程度の規定を設けたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議員のような考え方も当然あるとは思いますが、通常1名もしくは2名等で委員会を設定するということはございませんので、一般的にといいますか、慣習的にも5名以内ということで、当然5人を町としては任命して運営していくということですので、あえて、何人以上何人以内というところまでを規定するという考えには至っておりません。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） では、補欠委員の任期っていう形で、では、補欠っていう考え方はどうなるんですか。今みたいに、5人以内っていうことであれば、どなたかやめられたとしても、それはそれで、そのままいけるという話になるんじゃないでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 条例の第6条におきまして、委員が欠けた場合において、補欠委員の任期は前任者の残任期間とするということがございます。当然、欠けた場合には速やかに補欠委員を選任し、その残りの期間を務めていたくということになります。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 発議第 1 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 7、発議第 1 号、新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

9 番、重本静男君。

○議員（9 番 重本 静男君） 発議第 1 号、新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。

新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例を地方自治法第 112 条及び新温泉町議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和 5 年 3 月 1 日提出、新温泉町議会議長、宮本泰男様。提出者、新温泉町議会議員、重本静男。賛成者、同じく議会議員、浜田直子。賛成者、同じく議会議員、竹内敬一郎。

提案の理由であります。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議会の個人情報に関する条例を制定するものであります。

説明の都合上、審議資料のナンバー 2 の 280 ページをお開きください。新温泉町議会の個人情報の保護に関する条例の概要であります。

1 つ目の条例制定の背景であります。これまで、個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、団体ごとに規定されてきました。

令和 3 年 5 月のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで団体ごとに規定されていた個人情報の取扱いに関する規律が一本化されることになりました。令和 5 年 4 月からは、新個人情報保護法の規律が全国共通ルールとして地方公共団体に適用されることとなります。

一方で、地方公共団体の議会は、個人情報保護に対する基本的な責務などの規定を除き、国会や裁判所が新個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっ

ていないこととの整合を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外され、新個人情報保護法の適用対象外となります。

2つ目に、条例制定の目的ですが、図のように、令和5年4月から新個人情報保護法の規律が地方公共団体に直接適用されることから、現在の新温泉町個人情報保護条例が令和5年3月末で廃止となります。ただし、議会は新個人情報保護法の適用対象外となることから、新たに議会として個人情報の保護に関する条例を制定いたします。

3つ目に、主な規定内容ですが、(1)から(9)まで記載されておりますとおり、(1)個人情報の取扱い、新個人情報保護法に準じて個人情報の取扱いを定めます。

(2)保有個人情報。保有個人情報は、議会事務局の職員が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものとします。なお、議長を含む議員が職務上作成し、または取得した個人情報は、保有個人情報から除外するものとします。

(3)仮名加工情報及び匿名加工情報については、議会が作成することは想定し難いですが、取得することは想定され得るため、取扱いの規定を設けます。

(4)個人情報ファイル。新個人情報保護法第74条及び第75条の規定に準じて個人情報のファイルについて定めます。

(5)開示、訂正及び利用停止につきましては、新個人情報保護法の規定に準じて、議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止について定めます。

(6)開示請求に係る手数料は、保有個人情報の開示請求する際の手数料を無料とし、複写などの費用は請求者負担といたします。

(7)新温泉町個人情報保護審査会への諮問。開示決定、訂正決定、利用停止決定または開示請求、訂正請求、もしくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、新温泉町が設置する新温泉町個人情報保護審査会に諮問しなければならないとします。

(8)運用状況の公表ということで、議長は毎年度、条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとします。

(9)罰則であります。新個人情報保護法に準じて、職員等に対する罰則を定めます。過料の額については、新個人情報保護法の規定では10万円以下とされていますが、地方自治法の規定により、特別の定めがない場合、条例で定める過料上限が5万円となっていることから、5万円以下とします。なお、議員は罰則の対象外としますということがあります。

長々と説明いたしましたので、発議第1号、本文にお戻りいただきたいと思います。附則として、この条例は令和5年4月1日から施行するということとあります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） そのままお願いします。

説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） すみません、一番最後の罰則規定、神戸地方検察庁と協議済みというところがあるんですけど、これはどんなふうな協議がされたんでしょうか。

○議員（9番 重本 静男君） すみません、もう一度お願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 質疑を取り下げます。

○議長（宮本 泰男君） 質疑を取り下げるということであります。

そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終わります。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号

○議長（宮本 泰男君） 日程第8、議案第6号、新温泉町集会施設条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、用土ふれあいセンターの用土区への譲渡に伴い、対象施設がなくなるため、条例廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第6号につきましては、このたび廃止します新温泉町集会施設条例では、地域のコミュニティー活動を促進し地域の活性化等を図るため集会施設を設置するとしているもので、昨年は古市ふれあいセンターを、一昨年は七釜ふれあいセンターを区へ譲渡し、このたび用土ふれあいセンターを用土区へ譲渡するため、対象施設がなくなりますので、条例を廃止するものです。条例本文を御覧いただき、附則として、令和5年4月1日から施行するとするものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。10時30分まで。

午前10時15分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じて、再開します。

日程第9 議案第7号

○議長（宮本 泰男君） 日程第9、議案第7号、新温泉町湯村温泉保護利用条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、温泉法施行規則の一部を改正する省令が定められたことに伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それでは、議案第7号、新温泉町湯村温泉保護利用条例の一部改正について説明をさせていただきます。

提案の理由としましては、新温泉町湯村温泉保護利用条例で引用しております温泉法施行規則の一部改正により改正をお願いをするものでございます。

説明の都合上、審議資料85ページをお開きをいただきたいと思います。新旧対照表をつけさせていただいております。左側が現行、右側が改正案です。

第4条の申請書の写しの提出につきまして、下線部分を改正をするものでございます。現行の第4条を改正案で第6条に、また、現行の第5条を改正案では第7条に改めるものです。温泉法施行規則が改正によりまして条ずれが生じたため、改正案の条に改められたことによるものです。引用しております現行の第4条は、増掘または動力の装置の

許可の申請、また、第5条は温泉の利用の許可の申請を規定をいたしております。

この温泉法施行規則の一部を改正する省令は平成19年7月に施行されておりましたが、本来は省令の施行に合わせて改正をするべきところでしたが、このたび改正ができていなかったことが分かりましたので、改正を行うものでございます。

議案本文に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号

○議長（宮本 泰男君） 日程第10、議案第8号、新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、防災情報伝達機器の導入に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、新温泉町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料の89ページを御覧ください。1の改正の理由は、新たに導入した防災情報伝達機器の適正な管理のため、防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部改正を行うものでございます。

2番目の改正内容について、図を御覧ください。まず、現在の設備と機器について説

明をいたします。中央の親局設備が役場無線室に設置されており、親局と左側の遠隔制御装置並びに地区遠隔制御装置によって放送操作を行います。すると、右側の中継局設備、再送信子局を経由し、右下の屋外拡声子局、屋内受信装置、戸別受信機で放送内容を聞くことができます。このたび追加する設備は、親局下の二重線で四角囲みをしている防災情報伝達機器を役場無線室に設置するものです。

防災情報伝達機器の機能については、下の四角囲みのおり、①として、専用ダイヤルに電話をかけることで放送内容の聞き直しができる機能。②として、防災行政無線の放送内容（音声データ）でございます、それをホームページに即時掲載する機能。③として、放送があったことをアプリ、これはひょうご防災ネットでございます、そのアプリに通知する機能でございます。この機能により、風や雨で聞き取りにくい、戸別受信機や集落放送のスピーカーのない部屋にいたり、外出していたときなど、今まで放送を聞くことができなかつた場合でも確実に放送内容を確認することができるようになります。3月4日に機器を設置し、順次、専用ダイヤル、町ホームページ、ひょうご防災ネットとの接続を実施しており、今月中にテストを終えて、4月1日からの運用を予定しておるところでございます。

審議資料の86ページは条例の新旧対照表、87ページは条例改正に伴う条例施行規則の一部を改正する規則、88ページには規則の新旧対照表をつけております。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明しました防災情報伝達機器をそれぞれ追加するものでございます。附則で、この条例は令和5年4月1日から施行するものとしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 内容についてはありがたいことだと思います。ただ、この整備する費用はどれぐらいかかって、今後、維持するための費用っていうのはどれぐらいかかるんだろうと、その辺りを教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） すみません、一応、本年度の事業で委託でしております。金額につきましてはちょっと今調べまして報告させていただきますし、一応、新年度の予算のほうで保守点検を上げさせていただいております。金額についても、すぐに調べて御答弁申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 何点かお尋ねいたします。

89ページの専用ダイヤルっていうのは一体何番なのか、それをどのように周知していくのか、これをお尋ねしたいと思います。

それから、ホームページ音声転送機能ということになっておりますけども、町のホー

ムページを開けば、その音声で出てくる、こういういわゆる災害がありました、例えば火災がありましたとか、そういうやつが出てくるわけですか。その仕組みをちょっともう少し詳しく教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 電話番号につきましては手元にごさいませんので、後ほど答えさせていただきたいと思います。

電話につきましては、一応4月の広報でそれぞれ今のシステムを含めて周知するようにさせていただきます。また、先ほど防災アプリ等に通知をするわけでごさいますけども、一応その通知の文章の中にも、ただいま放送がありましたということで、ホームページを開けるようなリンクを貼らせていただく、あとは、電話で確認する場合はこの番号というようなことで予定をしておるところでごさいます。

ホームページの音声については、一応、ホームページ上にその音声データを収納して、住民の皆さんは、その部分をクリックすれば携帯電話、タブレット、パソコン等で音声を聞くことができるということで、この音声の再生についてはインターネット環境の下で聞き直しができるということでごさいます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

暫時休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時44分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開します。

そのほか質疑ありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） やっぱりここに出す場合はきちっと確定したもんを出してくださいな。確定してないっていうことで出せないっていう形じゃなくて、大切な機能ですからね、これ。そのことを求めておきます。会議中にでも、もしあれができるようやったら、図なら図できちっと提出をしてください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほど申しましたように、3月4日に機器を無線室のほうに設置をいたしまして、ただいまホームページとの連携、アプリとの連携を順次進めておるところでごさいます。その画面等きちっと固まりましたら、できるだけ早い時期に資料等お示しをさせていただきたいと思います。

○議員（14番 中井 次郎君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） 1点だけ、外国人向けのサービスというのはいないんでし

ようか。今後、考えてないんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 外国人の皆さんにはなかなか分かりにくいという部分があると思いますけども、緊急を要するというので一応、日本語による音声サービスから始めていくということでございます。一応、防災訓練の折にも、今年度の総合防災訓練でございましたけども、ハピタンっていう、そういう皆さんに講義をいただきまして、ああ、防災訓練じゃなかった、すみません、職員向けの訓練の折です。できるだけ外国人の方にも分かりやすいような日本語で伝えていくというようなことも指導いただいておりますので、そういったところを心がけながらしたいと思いますし、あと、システムの中で、テキストも将来的には配信ができるようなシステムもございますので、事前に作っておいた文章であれば、そういうものを同時に配信できるかどうかについて、さらに検討をしていきたいと思っております。

それと、さっきの質問の続き、答弁漏れのごさしましたシステム導入の経費に関してでございます。システム導入については1,397万円、ホームページの改修に26万4,000円、合計1,423万4,000円でございます。保守につきましては、無線全体の保守、次年度でございすけども、673万4,000円を予定をしておるところでございます。ダイヤルにつきましては、83-0277、83-0277を予定しておるところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 傍聴席の皆さん、静かにしてくださいよ。

○町民安全課長（小谷 豊君） 以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほか。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） 防災という件なので、外国人向け、在住の外国人もかなり技能実習生含めて増えてきてますので、そういったところは英語でいいので、テキストで配信できるということであれば、いつからできるのかということも含めて、また報告だけしていただけるようにお願いします。英語でいいと思うので、分かりやすい日本語っていうのがちょっと非常に分かりにくいと思いますので、できたら、もう英語だけでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） テキストの配信につきましては、データで配信できるというのが一番のメリットだと思っております。そういうデータ配信を受ければ、当然、受ける環境側はスマートフォンとかタブレット、パソコン等で受けていただくということになりますので、今の考え方でいけば、そういう読み取れるデータで送ってすれば、翻訳ソフト等もございすので、そういうものも活用いただきながら情報を得ていただくということがいいのではないかとと思っております。システムの構築等については、また順次御案内をさせていただきますと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。（「はい」と呼ぶ者あり）

何番ですか、何番、何番、発言してください、発声してください。

○議員（13番 中井 勝君） 何で分からんのだよ、番号が、そこに書いてあるでしょう、テーブルに。

○議長（宮本 泰男君） 静かに。

○議員（13番 中井 勝君） 中井勝って行って、何番って。

○議長（宮本 泰男君） 13番、発言してから、発声してから言ってください。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） もうちょっと議事運営、しっかりしようで。

たら、ればってというような状況で、条例出してくる、普通。システムも、動くか動かんか分かんないのよ。準備が悪過ぎるわ。こういう場合、法制審査会なんていうのは、文書だけを整えさせたら、機器が動くか動かんかなんか確認せんでも条例を上程できるの。できるからしてるんでしょけど、あまりにもお粗末過ぎるよ、ねえ。今、システムを使えるかどうかやってるんでしょ。できたら4月1日から施行なんでしょう。もし、不具合ができて、機器が使えなかったら、条例はできたけども機器は使えないって状況が起きるよね。最低限、そういうのは試運転というか、試してから、できますよと、ちゃんと条例へのせましようかっていうのが普通の流れだと思うんだけど、あまりにもお粗末過ぎるけども、ちょっと見解をお聞かせください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） その防災無線室に納める機器が3月4日になったということで、当初は半導体不足等もあって、繰越もしなければならぬのではないかとというような状況の中で、機器を整備して、年度内の工期に収めるように今一生懸命、設置をいたしておるところでございます。一応、工期の範囲の中で収めていただくということで、業者のほうとはそういう打合せもしながら、システムの稼働を現在はおしておるということで、議会の議案提案という中で、工期の途中での提案ということになっておるということでございます。

○議員（13番 中井 勝君） 答弁返ってないよ。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 法制審査会におきましては、このシステムが正常に稼働するというふうなことを前提の上で、法制審査会でその条文等については確認をしているところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） もしも稼働せんかったらどうするのって聞いたけど、一つも返事が返ってこんけど。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

- 町民安全課長（小谷 豊君） 現在、最終段階の接続テストとなっておりますので、一応、期限の中で接続ができるということで、期限内の完成をさせていただきます。
- 議長（宮本 泰男君） 13番、中井勝君。
- 議員（13番 中井 勝君） だから、できると思うってというような状況で、条例提案ができるのかっていって聞いたんですよ。だから、一つも返事返とらんよ。町長でも副町長でも総務課長でもいいけども、こういう状況でも条例提案して、もしも稼働せんかったときはどうするの。条例はできたけども、機器は稼働しませんでした、広報で周知したけども、実際には動きませんでした、ごめんなさい、町民の皆さんっていって、またおわびをするの、またじゃないね、そうやっておわびをするんですかってお聞きしたんですわ。
- 議長（宮本 泰男君） 西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 議員の御指摘、もっともだと思っております。昨今の半導体不足、こういった状況もありますので、改めてこの運用に間に合うように、期日に間に合うように対応をさせていただきます。よろしく申し上げます。
- 議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮本 泰男君） ありませんね。
質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕
- 議長（宮本 泰男君） これから本案を採決いたします。
採決は、起立によって行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
もう一度、起立をお願いします。確認できません。
〔賛成者起立〕
- 議長（宮本 泰男君） 起立多数、14名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号

- 議長（宮本 泰男君） 日程第11、議案第9号、新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。
上程議案に対する町長の提案説明を求めます。
西村町長。
- 町長（西村 銀三君） 本件につきましては、消防団員の処遇改善を図るため、所要の

改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、町民安全課長が御説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、新温泉町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

提案理由は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料95ページをお開きください。改正の理由は災害が頻発化、激甚化する中、消防団員数が減少傾向にあり、一人一人の消防団員の負担が増加していることなどを踏まえ、消防団員の処遇改善を行い、消防団員の確保による地域防災力の充実・強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。

2、改正の内容についてでございます。内容は、次の2点でございます。(1)の年額報酬の引上げです。消防庁の消防団員の報酬等の基準の見直し等を参考に、年額報酬をそれぞれ1.5倍にするものでございます。(2)として、出動報酬の創設については、現在、消防団員が消防業務で出動した際には1回当たり2,000円の費用弁償を支払いしておりますが、改正後は、災害、捜索の場合には1回当たり8,000円、出動時間が4時間未満の場合には1回当たり4,000円、その他の出動の場合には1回当たり2,500円とするものでございます。

3番目のその他では、現在、消防団員の委任により分団長経由で支給していた年額報酬及び出動報酬は、団員本人へ直接支給をするものでございます。また、分団が負担していた長靴や雨がっぱなど、消防団活動に必要となる費用については、町が負担するものでございます。

施行日は、4月1日から施行するものでございます。

審議資料の90ページから93ページは条例の新旧対照表、94ページは条例改正に伴う新温泉町消防団員の出動費用弁償に関する規則を廃止する規則でございます。

それでは、条例本文にお戻りください。ただいま説明した報酬、出動報酬について、それぞれ改正をするものでございます。附則の1項で、この条例は令和5年4月1日から施行する。2項で、経過措置として、条例施行日前に出動した職務については、なお従前の例によるとしております。3項では、消防団員の報酬が新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表と重複していることから、同条例別表、消防団の項を削るものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっとお尋ねいたしますけども、消防団員の処遇改善は賛成であります。この処遇改善と出動の、いわゆる過重負担が軽くなる、そういった

問題との関連はどうなんでしょうか。要は条件を上げれば、消防団員が率先していわゆる出動をしてくると、こういうことなんでしょうか、考え方として。出動手当が各分団で管理してるとかそういったことについては、いろいろと問題があるということで、全国的に話題になりましたけども、その肝腎要の火事やら災害のときに、条件をよくすれば、皆さんが出てくる可能性があるということなんでしょうか。そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 消防団員自体が減少傾向にあるということで、できれば消防団員の増加を促す、少なくとも現状の減少を食い止めていくというような観点で処遇改善を行うものでございます。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） こういうことはあれでしょうか、消防団員のほうから、団のほうから処遇改善をしてくれと、そういう話が出てきたってということでしょうか。それだったら大歓迎なんですけどね。そうすれば、出動のいわゆる人員も増えるということなんでしょうか、その点を教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 年額報酬の引上げについては、先ほど申しましたように、消防庁の消防団員の報酬等の基準の見直し等を受けて、こういう見直すことによって、消防団員になりたい、今の消防団員を辞めずに頑張っていこうかという方を増やしていきたいということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ちょっと私の聞いているのと違うんですけども。要は消防団のほうからそういう処遇を改善してほしいと、そうすれば、いわゆる消防団員が減ることもないと、そういう考えなんでしょうかということをお願いして聞いているんですよ。それに教えてください、ぜひ。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 消防団員の方については、自分の町は自分で守るという高い志の下に消防団活動をしていただいております。このたびの改定は、先ほど言ったように、消防庁のそういう助言等もいただきながら、一定、国の交付税の負担等も増えるということも見込まれますので、そういう中でこの処遇改善を行っていくということでございます。

○議員（14番 中井 次郎君） 分かりました。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

2番、西村龍平君。

○議員（2番 西村 龍平君） 1点、御質問いたします。

年末特別警戒については、これは出動報酬の上記以外の場合の2,500円ということ

で、これが支払われるということによろしいのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 年末警戒については、その他の出動ということでお支払いさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） まず1点目です。先ほど附則の関係で言われたお話なんですけど、役場の職員、消防団員にたくさん入っておられて頑張っていたいておるんですけども、この改正と役場の職員の辺、どういう絡みが出るのかなと。一応、特別地方公務員になると思うんですけども、直接払いとなる関係で、どういうふうなことになるかと。

それから、あと、附則の関係、いま一度内容の御説明をいただきたいというのと、もう1点、上記以外のということで書かれておりますけども、この上記以外を支出する基本的な考え方をお示しいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 町の職員におきましては、町の業務で出役するときは当然、町の職員としての身分、消防団員として出動する、火災等に出るという、消防団員で出るときは消防団員の立場ということでございますので、4月1日の異動等もありましょうけど、町の職員、消防団の団員という、2つの立場をそれぞれの指揮命令系統に応じて出役するというものでございます。

あと、附則の関係でございますけども、施行日はよろしいですよ、4月1日から施行ということでございます。経過措置は、3月31日までの出動等については、なお従前の例によるというものでございます。3項めの、新温泉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、消防団の項がこの条例と特別職の報酬、費用弁償に関する条例と両方にございますので、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表欄からは消防団の項を削除して、この条例で報酬を支払うというものでございます。

あと、上記以外の出動ということでございますけども、消防団活動の中で団長の指揮の下で出る出動と訓練等ということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） すごい改正だと思います。これで士気が高まって、活動が活発になることを願っております。

そういう中で、12条の新条例改正案の5項、報酬は毎年度10月及び4月の2回に分けて支給すると。通常書き方といえば、4月及び10月ということが通常書き方という気がします、この辺りはなぜ。推測の中では、もしかしたら半期半期で、だから、10月に払って、次は4月に払いということで理解したらええんでしょうか。それであ

れば、この条例改正は4月1日からですから、4月1日、4月に払うという部分は、今年ですよ、条例施行の年の4月はどういうふうな扱いになるかということをお聞きします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 一応、報酬は上半期を10月、下半期を4月ということで、年の途中での退団等がございますので、そのように規定をさせていただいておるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 多分、思いはそうだと思います。ただ、上半期、下半期というような文言はありませんから、ぱっと読めば、4月に出るんだなど、10月に出るんだなどということの誤解が生じる可能性があるように思います。ですから、これで法制審査会もできるということですから、多くは言いたくはないんですが、やや何か不足する分があるのかなという気を持ちました。改めて答弁をいただければと思います。

ちょっと把握というか、出動手当に関わることですから質問したいんですけど、先般、多子で火災がありまして、そのときに、僕の認識は出動区域にサイレンが鳴るというふうな認識をずっと持ってたもんですから、あれ、何で千原が鳴るのかなという疑問を持ちました。現在における、出動ということにおけるサイレンはどういうふうな扱いになっているかということをお改めて教えてください。

それから、もう1件、うちの村で農地のぼやが、農地の火つけてというやつがあって、そのときに、サイレンは鳴らなかったんですよ。ただ、地元の団員は出たと。ですから、出動というか、その手続とサイレンと、その辺りを改めて教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 現在のサイレン吹鳴については、一応、全地域でサイレンが鳴るということで、それぞれの出火場所を放送で申しますので、それぞれの区域に応じて、その出動になっている分団がそれぞれ出動するということでございます。

千原の火災の場合は消防署の対応で、消防団は出動しなくていいということで、サイレン吹鳴はしなかったというふうに確認しております。一応サイレンが鳴って、出動範囲がその区域、地域によって決まってくるということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 3回目ですが、ということは、従来の認識からいえば、サイレンが一つの出動命令と、というような僕は認識を持っておりました。ですから、それは全く違うと。サイレンは単なるお知らせで、その後に出る音声なりを聞いて判断せと、団員が、ということでしょうか。ということは、出動命令というのはどこで起きるんだろうと、命令が。

それと、この前の千原のやつなんですけど、実際、千原、出たんですよ。それで、河川から水を引っ張る段取りをして、ホース延長をして、ホース5本ぐらいつないどっ

たかな。そういう中で、じゃあ、あれは命令じゃないから出動手当にはならないという判断になるんですか。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君、議案に関する質疑を整理して、簡明にお願いします。

○議員（1番 中村 茂君） だから、出動手当に関するんですから。ですから、これ、質問対象外と言われたら困るけど、この機会に。だって、あれは命令じゃない、おまえらが勝手に出たんだって、そこで災害というか、けがしたらどうなるの。僕は後追いで、命令があったことにせんなん事案だと思うだけ。あれ、消防団が命令しとらん、それは悪いけど、今のこの制度改正に逆行するもんだね。火災を見たら消防団って手伝い行くじゃない、人情的に。それを潰してしまったら、やっぱり消防団の存在というかね、そりゃあ落ちるで。公務災害補償の中で、現場で消防団員が応援要請する、頼むわ、これも公務災害の対象になるんだで。そんな認識の中で今の答弁っていうのは、非常に遺憾というか、何考えとるだろうと。こんなもの改正以上の問題だで、これは。誰か答弁できるのか、これ。本当にちょっと腹立っております。以上。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほど申しましたように、基本的にはサイレンが鳴って出るというのが基本でございます。

ただ、今、議員がおっしゃられるように、消防団員が火災の現場において、その火災に対処しなければならないという場合には、消防業務として火災の消火活動をする事となってございますので、そういう場合は当然、消防団員としての出動ということで整理はさせていただけるものと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） 95ページ、その他の2つ目です。長靴や雨がっぱなど、消防活動に必要な費用については町が負担をしますと。これは試算というのか、算定の根拠があるんでしょうか。消防団員の人員によって割り振られるのか、その辺りを教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 現在、長年の活動の中で、長靴や雨がっぱなどは地域の消防団の皆さんが自分たちの出動手当の中で用意いただいたという経過がございます。次年度以降につきましては、新入団員等についてこの雨がっぱ、長靴等を支給していきたいと。今、団員の皆さんはお持ちですので、お持ちの皆さんにはそのものを使っただくということの基本としておりますけども、経年劣化の中で当然、更新等も必要になってこようかと思っております。それぞれ、町のほうは予算主義でございますので、消防のそういった装備等については、分団長を通じて前年に取りまとめておりますので、そういうものを参考に予算化して行って、支給をしてまいりたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） 12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） ちょっと待とうか、待ちましょうか、いいですか。団員の多い少ないにかかわらずというようなことも出てくるということですよ。20人いる団、または10人の団、それに応じて、一律支給みたいな形っていうわけにはいかないと、思うんです。ある一定の積算根拠というのがあるって、1万円なら1万円、年に2万円なら2万円とか、何か根拠を示しておかないと、殺到した場合、予算ですから、じゃあ、2割カットですよ、3割カットですよというのも人員数に応じてやるのか、そういった根拠を出しておくべきではないでしょうか。これでは、いや、また補正をすればというようなことになる可能性もありますし、3年に1足ですよという文言であったりだとか、何かの根拠がなければ、逆に町が困りますよ、そんなことはないですか。お答えください。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほど申しましたように、一応、分団長を通じてそれぞれの分団で必要なものを前年度に取りまとめて、それを参考に予算を組んでいくということでございます。当然、消防活動の中で出動等が起きたり、大規模な災害等で長靴が思った以上に経年劣化すると、必要になるということもあろうかとは思いますが、そういう場合はそれに応じて補正等の対応をお願いしたいということになるかと思えます。

それと、ちょっと先ほどの。

○議長（宮本 泰男君） 12番、池田宜広君。

○議員（12番 池田 宜広君） 最後ですから最後にしますけども、ある一定の基準というのを設けておかないと、前年3足ですよということがあったとしても、災害であったり、いろんなことがあると思うんです。5足、駄目になりました、5人の団員の分が駄目になりましたとか、雨がっぱにしてもそうですけども、幾らというある一定の数字の根拠がないと、これ、いかがかなと私は思うんです。私は町が困ると思いますよ。補正でって課長、簡単に言うけど、補正ありきの予算じゃ駄目ですよ、基本的には、が予算ですよ。想定外のことは別です。災害級の何かがあった場合は別としても、そういったことをやっぱり、ある一定の数字を出すというのが本来の予算じゃないでしょうかね、私はそう思います。いかがですか。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それぞれの分団には、配付後、何年を目安というような基準を示しながら、次年度の要望数等を取りまとめていきたいと思っておりますけども、現在はそういうことができおりませんので、次年度の予算については一定量、一応、新入団員相当ということで予算を計上させていただいておるところでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

答弁漏れがありますので。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 先ほどの千原の火災の件でございます。一応、手当は支払うということでございます。先ほど私が後段に申し上げたように、火災が目の前で起こっておれば、消防団員は当然その消防の業務に当たるということでございますので、そういう考え方でございます。

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号

○議長（宮本 泰男君） 日程第12、議案第10号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、議案第10号、新温泉町国民健康保険条例の一部改正について説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の97ページを御覧ください。

97ページは、一部改正の概要でございます。まず、1の改正理由は、国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことに基づき、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

2の改正内容につきましては、表を御覧いただきまして、改正前が上段、改正後が下段となっており、出産育児一時金の額40万8,000円を48万8,000円に改めるもので、8万円の増額となります。加算額につきましては、産科医療補償制度の掛金で、改正はございません。この制度につきましては、表外下側に記載のとおりでございます。表の右側を御覧いただきまして、このたびの改正で、出産育児一時金に加算額を加えた総額42万円が50万円となるものでございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日です。

96ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。右側が現行、左側が改正案です。第5条に出産育児一時金の額を規定しており、先ほど御説明申し上げたとおり、出産育児一時金の額を改正しております。

それでは、条例の本文を御覧ください。附則でございます。第1項では条例の施行期日を規定しており、第2項では条例施行に伴う経過措置を規定しています。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 何点か質問いたします。

この出産育児一時金っていうのは、この財源はどこが、どういう内訳になってるんでしょうか。

それと、この下の、97ページに書いてある公営財団法人日本医療機能評価機構、この団体はどんな団体でしょうか。この2点、聞かせてください。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 出産育児一時金の財源につきましては、町の予算でいきますと、県から普通交付金で繰入れがございますので、同額が繰り入れられるということになります。

また、産科医療補償制度につきましては、ここに記載のとおりでございます。その分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子と家族の経済的負担を補償するということで、その原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報提供などにより、紛争の防止、早期解決、産科医療の質の向上を図ることを行っていると、そういうことを運営している機構ということになります。以上です。

○議員（14番 中井 次郎君） 団体名。

○議長（宮本 泰男君） 機構の名称は。

朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 名称につきましては、この表の下側の制度の3行目から4行目にかけてありますけども、公営財団法人日本医療機能評価機構ということになります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） 団体名、団体の中身っていうのはどういうもんなんですかって。それで、1万2,000円をこのたび加算して、要は50万円になりますけども、これはそこの制度だということですから、その団体の、その団体はどういう一つは中身の、これ、今、下に書いてあるのがそうなんですか、それをやる団体だと。資金源は、いわゆる財源はどこから求めているのかね。今後、出産育児一時金はもっ

ともっと上がると思うんです。当然、国なり県なり、それからこの財団に頼るのかも分からんのですけども、そこら辺のところがあって、団体のやってる仕事っていうのは、どういう団体ですかと。国のいわゆる外郭団体なのかどうなのかをお聞きしたいと思うんですけど、分かりますか。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 団体の詳細につきましては、今ちょっと調査中でございます。

あと、財源につきましては、町の予算でいきますと、県から普通交付金で繰入れがございますので、町が支出したものについて、県から同額が交付金ということで繰り入れられるということになっておりますので、そこは財源としては県の交付金ということになります。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） すみません。その公営財団法人日本医療機能評価機構でございますけども、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として、第三者機関として医療の質の向上と信頼できる医療の確保に関する事業を行う公営財団法人ということになっております。

○議員（14番 中井 次郎君） いいです。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号

○議長（宮本 泰男君） 日程第13、議案第11号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、老人福祉センター、森林総合利用促進施設、町民プール及び湯村温泉観光交流センターに係る利用料金を見直すため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第11号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

説明の都合上、審議資料の98ページをお願いいたします。新温泉町使用料徴収条例新旧対照表でございます。

今回の使用料徴収条例の改正に当たりましては、まず、リフレッシュ館でございますが、改正の要点は8点でございます。

まず1つ目に、老人福祉センター、町民プール、露天風呂の3施設の料金の一本化でございます。現行では、それぞれの料金と上記3施設同時使用という4つの使用区分に分かれておりますが、右側の改正案では一本化をしております。

2つ目に、年齢区分の改正でございます。現行では、使用料の年齢区分が小・中学生、幼児のように、子供が2段階に分かれております。改正案としましては、中学生は大人料金、3歳から小学生が小人料金というふうな形で、町内のほかの施設と調整を取り、統合、統一をさせていただきます。

3点目でございますが、障がい者料金の導入でございます。改正案の表の欄外下の5番でございます。身体障害者手帳を有する者、療育手帳を有する者、前記手帳の「旅客鉄道株式会社運賃減額」欄に第1種と記載されている者の介護者及び精神障害者保健福祉手帳を有する者は小人料金とすると規定をいたしまして、他の施設も含めて、町内の温泉施設の料金に障がい者割引を設けるというものでございます。

4番目に、料金の改定でございます。物価の上昇等によりまして非常にコストが上がっている中、町民、町民外とも料金の改定を行います。町民につきましては、大人が500円、小人が300円、高齢者が400円、町民外につきましては、大人が1,000円、小人が600円、高齢者が800円でございます。

5番目に、旅館利用者、団体利用者、それから、1か月、3か月、6か月、1年のいわゆる年パスの廃止でございます。団体、旅館につきましては、改正案の欄外6番でございますが、利用促進を目的とする場合は、使用料の25%を超えない範囲で減額することができるという規定を設けまして、こちらのほうで指定管理者により柔軟に対応いただくという考え方でございます。また、年パスの代替措置といたしまして回数券の発行を想定しておりまして、回数券の発行につきましてもこちらの項目で読んでいくという考え方でございます。

続きまして、6点目に、会議室等、また露天風呂、プールの専用規定の設置でございます。審議資料の100ページの一番下から101ページにかけて、改正案のほうでございます。これまでは、リフレッシュ館の中では、それぞれ機能回復訓練室、小会議室、大会議室、和室会議室について使用料の規定がございませんでした。入館料を支払わないと、入館してこれらの部屋が利用できないという状況でございましたが、明確に使用料を設けることで、室使用料を設けることで、入浴されない方もこういった会議室等が

使用できるというふうな形の規定を設けます。なお、冷暖房設備を使用する場合にあっては、使用料の100分の50を加算した額とさせていただきます。また、その下の専用料につきましては、森林総合利用促進施設（露天風呂）、それから町民プールにつきまして、貸切り利用の規定を設けまして、これらの平日15万円、休日30万円、この費用プラス入館料を頂いた上で、外部の団体によるイベント等の開催に対応できるように規定を改正するものでございます。

続きまして、7番目に、これらの専用に対応した料金減額の規定でございます。98ページに戻りまして、欄外の7番目でございます。3、専用料の表に定める施設を専用する場合は、使用料の30%を超えない範囲で減額することができるという規定を設けまして、露天風呂等が貸切り利用の場合に、それ以外の施設のみの利用となるということに対応するためにこの規定を設けております。

欄外の8番目でございますけれども、増額規定でございます。指定管理者が自主的に収益を上げる活動を行いやすいようにということで、管理者が実施する催事等においては、町と協議の上、年間60日までの範囲で増額することができるということで、利用料以上のお金を頂けるようなイベントの実施等が考えられますので、そういったところについて、もちろん町と協議の上でございますが、増額を認めていくというものでございます。

続きまして、101ページの一番下から次のページにかけてが、薬師湯の使用料の規定でございます。

薬師湯につきましては、改正の要点は5点でございます。

まず、町内者、町外者、町民、町民外という文言の他施設との統一でございます。102ページでございますが、現行は町内者、町外者という言い方になっておりますけれども、この区分を改正案では町民、町民外と、他施設と統一をいたします。

2つ目に、障がい者料金の設定でございます。これは、改正案の右側、備考でございます。先ほどのリフレッシュ館と同様の、身体障害者手帳を有する者等の規定を設けております。

3番目に、使用料の改定でございます。物価高騰、燃料高騰等を勘案いたしまして、現行、町内者、大人250円、子供150円を350円、250円に、また、町外者500円、300円を町民外700円、500円に改定をさせていただきます。

4番目に、あわせまして、多目的交流室と介助風呂の料金改定でございます。多目的交流室につきましては、入浴料を含めた交流室の使用料でございますので、入浴料が町外者、200円上がりますので、併せて改正案のほうでは1,000円から1,200円にということで改定をさせていただきたいと考えております。

それから、最後に、多目的交流室の時間区分の改定でございます。現行、午前7時から正午まで、正午から午後5時まで、午後5時から午後10時までの3区分としておりますけれども、コロナ等、営業時間について変動等がございまして、このままでは運用

しにくいということで、5時間単位ということに改定をさせていただきます。

この料金をまとめたものが審議資料の104ページでございます。上の表が現行の使用料、下の表が改正後の使用料となります。料金区分等、また統一を図っておるものがございます。

議案の条例本文に戻りまして、最後の附則でございますが、この条例は令和5年7月1日から施行させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この施行が7月1日となっているということですが、そうしましたら、年間パスの件ですが、現在持っておられて、期限が7月1日を超える方、それから、今後、6月30日に買われる方、こういった方については、例えば6月30日に買われた方は、令和6年6月29日までそれが有効なのか、お尋ねします。

それと、プールや露天風呂の専用の料金というのが出てましたが、これが何か観光目的というふうに書かれておりますが、健康目的等の専用というのはできないのか。

それから、そういったことが、管理者自体が専用するというのは管理者の自由といたしますか、そういったことはできるのか。

それから、薬師湯の料金改定については、指定管理及び議会ですね、財産区議会の同意を受けた上でのことなのか。

それと、あと、年間パスの現状の利用状況と、町内の方、町内の高齢者の方、町外の方、ちょっとそれぞれ何人ぐらいおられるのか。

それから、室料金についてですが、これは現状、利用実績というものはどうなっているのか。

それから、使用料を払った方は室使用料は払わなくていいのか、ちょっとその辺り、たくさんですけど、お願いします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、7月1日施行予定ということで、これは周知期間、あるいは施設における掲示等の改修等を見込んでの期間でございますが、それまでに発行されている年パスにつきましては、当然その有効期間まではお使いいただけるという考え方でおります。

また、プール、露天風呂の専用に係る規定で、観光振興というふうに規定をさせていただいております。外部から大勢の方に御利用いただくという側面では、それがスポーツであっても、健康教室であっても、観光振興につながるものというふうに考えております。

それから、この料金改定に係る薬師湯の同意等というふうなことを御質問いただきましたが、両方の施設含めまして株式会社温泉町夢公社、あるいは湯財産区から要望はい

ただいております。一方で、指定管理でございますので、こちらが同意を取るというふうな形のものではないと認識しております。

それから、年パスの現在の発行状況でございます。年間会員に限定して申しますと、町内で温泉地域の高齢者167名、通常の大人料金の方27名、浜坂地域の高齢者86名、大人15名、それから町外の高齢者19名、町外の大人、ゼロ。ほかに、半年会員が9名、3か月会員が4名、1か月会員が3名、合計でパスの利用者は330名でございます。

それから、室料金でございますけれども、現状、これ薬師湯のほうですね、薬師湯のほうですが……（「いや、リフレッシュ」と呼ぶ者あり）リフレッシュパークにつきましては、室料金の規定がございませんので、特に利用という統計は取っておりません。お部屋で休憩をされている方を見かける程度という状況でございます。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしますと、最初に言った、今後、7月1日まで、6月30日でも購入はでき、その方は令和6年6月29日まで利用できるという、ちょっと再確認です。

それから、この専用についてですが、これは外部を対象でないと駄目ということなんでしょうか。内部の健康目的等でも利用とか、ある団体が利用とか、あるいは管理者自体がそういった、何というか、催物を企画するとか、そういったことにもできるような条例ではないのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 年パスの有効期間についてでございますが、当然、発行から1か月、3か月、6か月、1年ございますので、それぞれの期間は6月30日を過ぎて、7月1日以降も発行されたものは有効と考えております。

それから、専用についてでございますが、外部の方は当然この専用規定が使われますが、夢公社自身が集客を図るために、料金を上げてでもイベントを実施したいというふうな場合は、この増額規定60日以内というところをもちまして、しっかり外部を誘致してのイベント、また、自ら進んで集客に取り組むと、そういったところも支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 例えば、夢公社自体が健康目的で、例えばプール等を安く利用できるようにするというようなことは、この条例では想定されてないのでしょうか。観光目的ではなく、町内の健康目的で、例えば管理者、あるいは別の団体が、プールを専用して町民の方に安価で健康教室等を実施するというようなことはできるのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 改正案の中では、基本的にはプールを御利用いただくときには通常の入館料を頂きたいと考えております。一方で、プールでの健康に関する教室が誘客、利用促進を目的とするというふうな捉え方をしますと、25%までは減額ができるというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

席順言ってください。（「何人かいますけど」「7番、浜田です」と呼ぶ者あり）ええの、3番、ええの。（「3番」と呼ぶ者あり）聞こえませんか。（「3番」と呼ぶ者あり）

3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 施行期日の7月1日というふうに決定した背景、根拠というのはどういったところなんでしょうか。

リフレッシュ館の室料、部屋の利用の使用料の説明のときに、入館料みたいな話をプラスで払っていただくというふうなことを言われてたような気がするんですけども、入館料みたいなのはあるんですか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 7月1日の施行期日につきましては、周知期間、また、施設における掲示等、ホームページの改修等、そういった期間を考慮して7月1日と考えております。

また、リフレッシュ館の会議室等の使用についてでございますが、これまでは入館料を払った方のみがその部屋を利用していたという状況でございますが、今後は、より施設の利用度を上げるため、入浴をしなくても、入浴の使用料を払わなくても、会議室のみの使用ということで、会議室等で健康教室等をしていただくというふうなところも想定しての使用料設定でございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） すみません、リフレッシュパークは、コミュニティーの大切な場所になっています。この料金っていうのは大変リーズナブルというか、年間パスポート、年間券なんですけど、言われてましたけど、なぜ今いきなりというか、周知期間もなしに廃止なのかということと、そういったような、ほかの料金等もですけど、利用者への説明っていうのは十分行われているんでしょうか。

それと、今回300名もの方が利用されてたんですけど、代替案みたいなようなものはあるんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） リフレッシュ館が地域の高齢の方々を中心に、非常に交流の場、福祉的な部分で大きな効果を果たしてきたということは本当におっしゃるとおりで、重要な施設だと考えております。一方で、ここ数年、コロナもございますが、

入館者は増えるけれども収入は減るというふうな状況が発生しておりまして、夢会社の側、指定管理者の側で経営努力して入館者を増やしても収入が減っていくというふうな状況が発生しております。その中で、指定管理としてしっかり施設の向上に取り組んでいただくには、この部分がどうしてもネックだということを夢会社のほうからも強く要望をいただいております、町としましても、指定管理者がしっかり運営できる形ということで検討しました結果、この方向でさせていただきたいと、非常に申し訳ありませんが、そのように進めさせていただきたいと考えております。なお、施行期日が7月1日でございますし、それぞれ有効期限も残りますので、その間、しっかり御説明をさせていただきたいと考えております。

代替措置でございますけれども、ユートピア浜坂と同様に13枚つづりの回数券の発行を指定管理者と協議をしております。また、今後、指定管理者においては観光客の利用促進に努めていただきますけれども、その中で、もし余裕のある時間帯がはっきりと確定してくるようであれば、そういったところを活用した割引策も、今後1年間、パスの年限が切れていく中でしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） 今、利用者への説明っていうお返事がなかったように感じるんですけど。（「ありました」と呼ぶ者あり）ありましたか。聞こえにくかった。分かりました。

代替案っていうのはなしで、回数券のみってことなんですね。ちょっと、それですと、本当に突然高くなり過ぎるというような思いがあると思うんですけど、もう少し考えてもらえる余地はあるんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 実質の値上がりというところは大変申し訳ないところでございます。これまでですと、町内の方、年パス、高齢者ですと1人1万円ということで、年パスの方が330人いらっしゃる中で、5万5,000回入浴いただいております。1人当たり直しますと、大体170回ぐらいの計算でございます。これを新しい料金で、回数券で計算をいたしますと、大体5万円ぐらいの金額になります。但馬内でいきますと、年パスを発行しているところが1か所ございまして、料金は10万円程度となっております。その中で、5万円とか10万円とか、そういった金額設定の年パスとさせていただくよりは、まずは通常の割引料金を適用の中で、その中で、施設の利用促進の部分から、改めて、空いてる時間、曜日がはっきりしてまいりましたら、そういったところの活用としては考えてまいりたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 一般質問の中で、同僚議員のほうから、町の財政はどう

なんだと、私は町の財政は非常に厳しいものだと思っておりましてので、この案に関しましては致し方ないかなというふうな思いを抱いておりましたが、町長の答弁の中で、町の財政は厳しくないんだというような意味合いのことをおっしゃられたと思います。その中で、今回、私は年間パスであるだとかそういったものは町民に対する福祉的な部分、サービスだと思っております。そういった部分に関して、先ほど皆さん、同僚の議員が質問をさせていただいて、質疑させていただいておりましたけど、その中での整合性っていうもの、財政が厳しくないのであれば、町民のサービスは続けていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） リフレッシュパークでございますが、指定管理施設という性質上、民間の考え方も取り入れていただきながら、しっかり利用促進を図って、その中で収益を上げていただくという部分も、福祉の機能とは別で必要だと考えております。当然福祉のためにも使っていただくんですけれども、福祉で単純に安くということになりますと、指定管理をしている目的と合致しないという状況もございます。そんな中で、指定管理者のインセンティブといいますか、こういうふうな施設のお客さんを増やしていったら、こう会社の経営がよくなるんだ、あるいは施設がよくなるんだというふうな動機づけの中で、どうしても年パスという性質が合わないという状況に今なっておると考えております。

○議長（宮本 泰男君） 5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 利用者の方がおっしゃられてましたけども、1万円っていう値段設定は、ずっとされてきたのは施設側ですよ。自分たちは1万円、高齢者の場合ですけどね、使えるから、ただ単にそれですとしてきたんだと。それで今まで運営ができていたわけでしょうっていうような言い方をされてました。今回、急遽、いやいや、そうじゃないんだっていうふうに言われて方向転換されるっていうことは、先ほど同僚議員も言われてましたけども、きちっとした、今までの使用してくださってる方に対する説明をちゃんとされないと、それは納得されないと思います。急に値上げでも何でもなしに、はい、廃止しますっていうのは、私はいかがなもんかと思えますし、特に、新温泉町民プールっていう名前がついてるんですよ。である以上、健康増進のためにちゃんと、膝が痛い、そういった形の中で毎日、陸でウォーキングするよりは水中でウォーキングするほうが健康増進のためになる、それはまた、医療費抑制のためには私はとってもいいことだと思うんですけども、そういった意味合いの中で、例えば年間パス、5万円だったら5万円、そういったものを決めるんならいいですけども、あとは健康福祉課のほうで、町の財政厳しくないわけですから、当然そこから助成金を出したりして御利用いただくみたいな形も考えられてしかるべきだと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 1万円の料金設定でございますけれども、条例で規定されている使用料でございます。この使用料に従って指定管理者である夢公社は運営する必要があるということで、そのルールの中で年パスを発行してきてるわけでございます。ですので、条例制定側ではない指定管理者としての夢公社というのも、その部分、非常に困っている状況ということでございます。

また、町民プールの利用につきましては、回数券等々を勘案しますと、高齢者ですと1回で300円程度の料金設定になろうかと思っておりますので、これまでよりは上がってまいりますけれども、周辺施設に比べますとまだまだ非常に安価な価格設定でございます。その中でどうぞ御利用いただきたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林議員、昼食休憩に入らせてもらえませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）

じゃあ、ここで休憩いたします。これより昼食休憩に入ります。13時から再開いたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開します。

15番、小林俊之君の質疑を許可します。

○議員（15番 小林 俊之君） 議長から許可をいただきました15番、小林です。

年間パスの利用期限についてお尋ねをしたいと思います。先ほど課長の説明では、購入した日から1年間有効のように説明をされたと思うんですけども、この新しい条例を見る限りでは、そのようには読み取れないんですよね。7月1日に施行されたら新しい条例になるわけですから、前の分は失効されて無効になるというように解釈できるんですけども、1年間使えるというのがどこに明示されてますか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 有効期限に関してでございますが、実は有効期限という考え方というよりも、指定管理者に対して使用、入館の許可の事務を、指定管理協定により町長から指定管理者に権限を移しているという状況でございます。その中で、条例上の1か月、あるいは3か月、6か月、1年間、こういった規定につきましては、この6か月間の利用の許可を6月30日までに代理して行うという状況のものでございますので、そのまま有効になるというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 利用の許可を与えたとしても、条例上で7月1日からもう年間パスは廃止されてるんですよね、7月1日から。だから、もうない条例に何ぼあったって意味がないと、過去の話は。だから、新しい条例に附則なりなんなりで1年間使えますよとか、何かすることが足りてないじゃないかと思うんですけども、いかが

ですか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 従前のこれまでの薬師湯等の使用料改定にございまして、回数券等料金改定の際には、回数券の販売の段階で11回等、12回等の利用許可を行ったという捉え方で、期間内、前条例の有効期間内に決定したものは有効であると、こういう考え方でございます。

○議長（宮本 泰男君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 従前の例の考えは考えでいいわけですがけれども、それが間違っていたという判断はできませんか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 現状では、現在の使用料徴収条例の有効期間内に実施した許可は有効であるというのが、現在のところ、こちらで調べた範囲では有効であるというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） ほかにありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 審議資料の98ページにあるところの中で、障がい者の割引についてなんですけれども、現在でも既に町内の多くの施設が障がい者に対する割引はもうされてて、リフレッシュパークもされてたと、そのように利用させてもらってたというふうに認識してるんですけども、この改正によって何が変わるかについてお聞きしたいということが一つ。

それともう一つは、年間パスの件で、ネックということで、先ほど、この議会の中でいくと、多くの利用者があっても実質的な売上げが上がらないということがお金のところ、もう一つ、総務産建常任委員会の中で、迷惑的な部分、迷惑行為があるというようなこともおっしゃっておられたというふうに認識してるんですけども、その中で、この年間パスをなくすことによって迷惑行為がなくなるという見込みがあるのか。私はそういうふうに思えなくて、実質的には、迷惑行為は迷惑行為での対策が必要だと思いますし、年間パスについては、私にも多くの方からがっかりするとか、怒りが込み上げてくるとか、いろんな意見が出てきました。そういったことの中で、先ほどにも多くの議員からもあったように、これは町の施設ということの中で、利用者の思いから大きく外れるようなことをするというのは、行政としてはとってもマイナスだ、いろんな部分に悪影響を与えると思うんですけども、その中で、利用者で一応いろんなすり合わせをするというようなことも、私は可能じゃないかなと思うんですね。だから、一気にここで決めてしまうのではなくて、どういう形で納得していただいて、どういう形で施設の運営がやっていくと、ある意味で皆さんが納得して、さらに業績も上がるような運営ができるようになるんじゃないかなと思うんですけども、そういったことについてお考えになれるお気持ちはありませんでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） まず、障がい者向けの割引につきましては、各施設、規定がまちまちで、あたりなかつたりというふうな状況でございましたものを、それぞれの施設に同様の規定を設けて、基準を統一化するものでございます。

それから、年パスの売上げの中で、迷惑行為の話も少しさせていただきましたけれども、実際、年パスというよりも観光利用、住民利用の境目の部分といいますか幾つかトラブルを指定管理者のほうから聞いております。そういった中で、観光客の方にも利用しやすいような施設運営を心がけていかなければならないという中で、現状8万人のうちの5万5,000人が年パスのお客様という中で、もう少し観光客側の利用のしやすさ、あるいはそこからの収益、得た収益によって、より地元の方が安く利用できるような形にフィードバックしていくというふうなところが施設の理想的な在り方だというふうに考えております。

利用者の方々にとっては、本当に値上げといいますか、利用しにくくなるという状況は心苦しいところではございますけれども、指定管理者を通じていろいろな御意見をいただきながら、収益に悪影響を与えない割引の仕方というものは検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） リフレッシュパークは既にこの内容でされてたと思ってるんですけども、基準になかったけれども、それをされてたという認識でいいかどうかを確認させてください。

それとあわせて、観光利用ということを中心にされるという御意向のようではあるんですけども、年間パスについては、値上げについて嫌だという人の声は少なくてというか、私のほうには届いてなくて、そうではなくて、全くなくすということに対してものすごく、しかも一方的、突如そういったことが起こったことについて、とっても御不満な意見が複数、私の耳にも入っています。そういったことの中で、行政が関わる施設であって、それについて、一方的な形という、意を酌まない行政運営と同じじゃないかなというふうに思ってしまうんですね。そのとこで、一步立ち止まって考えていかれるのが私は本来ではないかなと。値上げについては、皆さん拒否するものではないということをお聞きしてます。そういったことの中で、年間パス、全くゼロにしてしまうという理由の在り方、そして、あと、観光についてということでもあるんですけども、観光と地域での利用ということについての、その辺りのすり合わせについても、果たして、例えば株主総会云々、あるいは本町の中での第三セクターとしての管理上の考え方の中で、その辺りのすり合わせなり、ある意味でビジョンが見えてるのかな、どんなプロセスで決められたのかなということについてもとっても疑問なんですけども、その辺りについてはいかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 障がい者割引につきましては、運用の中で実施をしていただいていたというふうなところでございますけれども、これをしっかり各施設とも具体的に規定をするという状況でございます。

それから、住民の皆様、特に利用者の皆様の意を酌まないというところで、料金改定なのか、年パスの廃止なのかというところは、形として出るパスのようなものは異なりますけれども、基本的には値上げということで御迷惑をおかけするという状況であると考えております。先ほど申しましたように、年パスということになりますと、他市町では10万円程度というふうな料金設定もございまして、そういったところのパスの価格の設定というのが困難であるという考え方の中で、今回廃止というふうな形で出させていただきました。

観光施設としての位置づけという部分でございますが、今後の施設の運営の中で、他の施設と異なりまして、プール、また露天風呂の充実した施設がございますので、こちらを前面に出して集客を図っていくべき施設という捉え方でございます。その中で、薬師湯とリフレッシュパークゆむらがお互いに料金が重なって、お客様の取り合いをするというふうなことが町営施設の中で起こってしまうというのは、施設を所管する側としてあまりよろしくない状況だと考えておりまして、リフレッシュパークにつきましてはしっかり観光側のお客様を取っていけるような体制をつくってまいりたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） その方針というのは、町全体での意向の中で、あるいは夢公社としての、会社としての方針としてプロセスを踏まれて出されているものなのか、そこについてはとっても疑問を感じます。執行者側が一方的に出されて、例えば株主総会でこれバツだよってなったときに、町が先に認めて、株主総会でバツになったら、これも本末転倒になってしまうと思いますし、多くの部分で何かイレギュラーなことが起こってるんじゃないかなと思います。ある方によると、おんせん天国から外れてるんじゃないかなというふうに言われる方もいらっしゃいますし、そうすると、今の町の方針と全く逆行してるということにもなるんですけども、その辺りについて、副町長、いかがでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 入浴料金が年間券で1回30円とか、非常に薬師湯と比べた場合、格段に安い、そういった料金格差の問題、それから、さっきも課長がお話ししたように、そういったバランスの問題というのが大きくあることと、経営的な、年間券の入湯客が多いということによる経営面の課題、こういったものがあると。

おんせん天国と両立しないのではないかとというのは、そういう年間券だけの問題ではないと。広範囲な利用状況を、全体像を考えて、バランスのよい施設の利用状況をつくり出していくというのもおんせん天国の大きな役割だと考えております。そういう状況

であります。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 指定管理施設の会社としての考え方でございます。コロナ禍、今年で3年目ということで、過去2年、町の支援も受けながら企業努力をしてきたところではありますが、2期連続の赤字決算、また、その赤字幅は拡大をしてきておるところでございます。3年目の今年、追い打ちをかけているのが、電力料金等の高騰でございます。さらなる経営の圧迫となっていると。このままの経営では収益が先細り、時の経過とともに会社の経営が落ちていくという、先行きが見通せない状況でございます。

電力料金等の高騰につきましては、2016年の電力自由化以降、昨年、2022年が最も高い水準でございます。ロシア、ウクライナ問題の終息が、見通しがついていないという状況で、今後もこの電力については高止まりを続けるという認識を持っております。先ほど町長が言われましたけども、町長が提案をしております元気で長生き、楽しい町、おんせん天国を建設していくためにも、その前提といたしまして、経営環境にマッチした持続可能な会社経営とするということの中で、3年前からこういった議論については重ねてきているところでございます。コロナの影響を多大に受けたとはいえ、企業努力をしても2期連続の赤字決算になっているという状況については、深刻に受け止めているというところでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

7番、浜田直子君。

○議員（7番 浜田 直子君） すみません、高齢者にとって、先ほどからコミュニティーはとても大切ということで、いい場所になってるっていうのは本当に感じています。リフレッシュパークの入浴券でいいコミュニティーができてるなって思っています。これがなくなると、当然集まる方も少なくなって、そうした場合に、次の場所っていうか、コミュニティーの場所はやはり増やしてほしいと思いますので、先ほどから答弁をお伺いしていると、薬師湯のほうでというようなニュアンスを感じられるんですけど、薬師湯のほうにこの方たちがどっど行かれると、駐車場とかそういったようなところも問題になってくると思うんですけど、集まりやすい場所っていうのを提供しやすくっていうか、コミュニティーの場所を提供できるような、そのような提案とかはございますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 薬師湯のほうにということもございましたけれども、薬師湯のほう町の位置づけとしましては、より安価で、より地域の住民の皆さんに近い公衆浴場であるという考え方でおります。駐車場も、現状のところ、特にいっぱい困っているというところはございませんけれども、積極的に御利用いただけるように努めてまいりたいと考えております。

その他の施設というところにつきましては、現状、コミュニティーづくりの支援がで

きるようなところはございませんけれども、その他の施設の中で、そういったところも念頭に置きながら運営を進めてまいりたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

5番、米田雅代君。

○議員（5番 米田 雅代君） 今、町長のほうからおんせん天国についての考え方のようなものをお示しをいただいたとっておりますが、このおんせん天国っていう考え方は、町民にとっても、それからまた、観光客の皆さんにとっても同じくおんせん天国でなければならないと私は思っております。それで、また、ユートピア浜坂を考えたときに、ユートピア浜坂ができたときに、銭湯がなくなったんですよね、銭湯代わりにユートピア浜坂が使われている。逆に言ったら、リフレッシュパークをお使いになってる年間パスの方たちは、そういう意味合いの中でお使いになってる。そしたら、先ほど副町長から、電力だとかそういったものが非常に値上がりをしている、そしたら、これは一般家庭でも同じことが言えるわけで、ということになってきたら、一般家庭の町民の皆さんの生活を支えるという意味合いも含めた中で、これは逆に言ったら、きちっと町のほうが、対策と言ったらおかしいですけども、進めた中で、じゃあ、皆さん、家庭のお風呂を3回のところを2回にして、1回はそちらの施設を使ったらどうでしょうかっていうような形の進め方もあると思うんですよね。そういうような皆さんの生活を下支えするという意味合いの中で、私は逆に、リフレッシュパークの年間パスをやめるのではなくって、ユートピア浜坂であるだとか、ゆーらく館であるだとか、そういったところの年間パスを考えられたほうがいいんじゃないかと思いますが。

それとともに、迷惑行為があったと言われますが、じゃあ、そのことに対して、リフレッシュパークの夢公社は何か対策を取られたんですか。そういう迷惑行為をされてるお客さんに対して、年間パスをあれだから迷惑行為をしてる、だから、じゃあ、そういう迷惑行為をやめてくれだとか、そういったこと、何か対策を取られたんですか。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 住民の皆様、電気代の高騰等で非常に経済的に苦しい状況も理解しております。一方で、指定管理者に運営させている関係上、夢公社のほうに住民生活の下支えをと求められるところではございませんので、違った側面で、業務全体の中でそういったところについては考えてまいりたいと思っております。

また、他施設への年パス制度の拡大というお話もございましたけれども、薬師湯、それからゆーらく館、それぞれできるだけ独立採算にというふうな考え方で、指定管理者が努力して運営してる状況でございます。その中で、利用者の利便、できるだけ安価にということもございますけれども、こういった地域で頑張っている指定管理者がしっかり運営を持続できるような形の支援ということも重要でございますので、そういったところも考えながら、今後、より利用しやすい施設の運営について考えてまいりたいと

思います。

迷惑行為につきましては、年パスということではなくて、観光客の利用と住民利用というものの整合という部分でございます。夢公社のほうでしっかりそういった案件については指導いただいておりますけれども、なかなか浴場の中までとかいうふうなところについては目が届かないところもございます。利用者に対してマナーの遵守を呼びかけていただいているというふう聞いております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 先ほど企業努力の話をさせていただきました。このコロナ禍の中で、具体的に企業努力の一つといたしまして、社員賞与の減額というふうなことで、そういう取組の中で、指定管理部門と直営部門を区別することなく一体的に捉える中で、そのような企業努力をしているというところでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんか。ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。（発言する者あり）

討論あるということ。

まず、本案に対して反対者の討論を許可します。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それでは、討論をさせていただきます。

議案第11号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正に反対の立場で討論をいたします。そもそも、リフレッシュパークゆむらは、町民の健康利用のための施設であります。したがって、足らずは町が出すべきだと私は考えています。それとともに、年間パスを利用されている方は、突然の廃止に驚いています。それまで株主総会でもそんな話は出てなかったと、こういった声が出てます。それから、これまでに時間が十分あったのにとの声も出ています。

企業努力ということではありますが、それは私の目には見えてまいりません。当局の説明によると、2つの団体からの申出もあるということでもあります。廃止を決めたとの話は、財産区、夢公社の2つの団体からの申入れで決めたとの話であります。やはり、これは大きな間違いではないでしょうか。利用者の声もしっかりと聞いた上で判断をするべきではなかったかと思うところであります。

それに、議会ではどうでしたでしょうか。総務常任委員会への資料配付は1月27日に提出されました、しかも検討状況とありました。何を検討しているのかも実際に分からないという話でした。まさに、全体を通して、町民にも、そして議会にも説明不足ではないかと思うところであります。

7月1日からの適用ということでもありますので、周知期間をそれだけ取ったという説

明もございましたけども、それならば、6月議会での決定を望みたいと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。ありませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論ありませんか。（発言する者あり）反対者の討論ですけど。

本案に対して反対者の発言を許します。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） それでは、使用料徴収条例一部改正について、反対の立場で討論を申し上げます。

今回の温泉施設の使用料の改定は、利用者の町内、町外料金の区分や、大人、子供、老人の年齢区分の整理、これについては評価できると思います。しかし、リフレッシュパークゆむらの年間利用制度の廃止は全く理解できないものであります。

同施設の利用は、令和3年、7万8,713人、年間利用者は5万5,000人で、利用の7割を占めていると。現在、年間利用者は330人が登録されており、1人平均160回の利用があると、そのような説明を受けたところであります。年間利用の料金は、町民外4万円、町民2万円、老人はその半額であります。

町では、旧町時代から温泉を活用した健康づくりを提唱しており、近年ではおんせん天国を称して、町を挙げての利用向上に努めております。その象徴がリフレッシュパークゆむら、年間利用であると思います。合併後、年間利用者が増加し、大きく利用者が伸びているところであります。利用増の要因は、心身のリフレッシュは無論、特に温水プールでの歩行浴が無理のない運動で、足腰の改善や回復に、健康づくりに効果が実証されております。その効果は健康保険の利用減にも現れ、医者に行く回数が減ったと、そのような声があるところであります。

この年間利用制度は、町民がリフレッシュパークを守ってきた制度であると私は考えております。利用者からは、安いことはありがたい、料金がアップしても仕方がない、倍にしても仕方がないとの声は多く聞かれます。しかし、今回の制度廃止は、高齢者から見ると、実質、最大ですが、10倍近い料金となります。担当課の説明では、同施設を観光中心とした施設運営に切り替えたいという思いがあるようで、あたかもいたればついてこい、町内利用者は別の温泉施設を利用してくれと聞こえてきます。

そもそも、長年にわたる制度改正などは、利用者の実態や声を聞きながら行うものと思います。少なくとも、公共施設はそうあるべきではないでしょうか。手続として、少なくとも12月の総務産建常任委員会の段階から、新年度を見据えて今回の内容が議論されるべきで、1月に同委員会で温泉施設の利用等の見直しをしたい旨、報告がありました。具体的な内容は全くありませんでした。内容が出たのは、この議案提出の後で

あります。現場を見ても、利用者のアンケートや意見箱のようなものはなく、利用者の声を聴取する機会もなく、夢公社も耳を貸す気もないようであります。この状態に、利用者からは不安と不信感、顕著な利用者の声となっているところであります。また、現場職員にも理解されていない状態だと思えます。

さらに、昨日ですが、期待する若手男性社員が辞めるというようなことも耳にしました。それでなくても、どんどんどんどん職員が減って、昨年の株主総会資料では、たしか7人か8人ぐらいになってたという気がいたします。そういう中で、町の水中健康教室も教室ができない、そんな状態になっていると、そんなことも聞いたところであります。

私は、従来から料金アップを提案してまいりました。最近では、令和元年、大規模改修時や薬師湯料金の改定時などがそのタイミングだと、そういうふうに意見、提案をしてきたところであります。その時点で改定していれば、極端な料金改定ではなく、無理の少ない年間制度の料金アップが図れたのではないかと、そういうことも思います。

昨年の夢公社関係議論の中で、副町長、また会社専務に今後のリフレッシュパーク及び夢公社の再生を意見したところ、今年度、取締役会と行政で検討委員会をつくって協議すると、結果はまた示しますと断言していました。その結果がこれなのかと思うと、ほかに改善プランはないのか、そんなことを思うところであります。夢公社の財務内容は健全であり、その証拠に、資本勘定に8,000万円近い内部留保があります。これを原資に、多くの展開ができるのではないのでしょうか。なぜここで年間券に必要以上にこだわるのでしょうか。

町は指定管理料を負担しております。私の手持ち資料で、平成29年、2,877万円でありました。本年、令和5年度予算においては、駐車場を含めて4,400万円、駐車場を除くと約4,000万円が指定管理料になっております。令和4年度の決算見込みは、今の推移でいくと利用者は8万人、入館料は2,000万円、コロナ前に回復する見込みが見えます。使用料徴収条例の改正を見込む中で、この1,200万円の指定管理の増額は何を意味しているのか。使用料条例の改正で収益を高める、そういう中で、なぜ指定管理料が1,200万円も伸びるのか、改めて聞いてみたいところであります。

私は、多額の指定管理料は町民利用7割の健康増進施設だから妥当と思ってきました。町民利用が大きく減少すると思える今回の制度改正では、指定管理料の算定に疑義を問うことになると思います。今回の使用料徴収条例の改正は、自ら行政がつくった制度や利用者を条例改正によって悪者にし、責任転嫁にほかならないという気がいたします。制度が持つ1年間継続利用の経過措置もうたわれていない。先ほど、期限内に買ったやつは1年間利用できます、そういうことであれば、それなりの条例をつくってください。経過措置、どんな制度でも、制度変わるときに従前に得た権利は保証しますよと、こんな条例をつくるのが普通じゃないですか。いや、前例に従ってそうします、何のための条例改正、そこまで皆さんに心配かけないために、何でその1行が書けない、附則に書

けばいいじゃない。

こういうふうな多くの疑問点や熟慮、配慮不足から、残念ながら本条例改正には反対するしかないという思いであります。実施が7月1日であります。できれば取り下げして再考してほしい、そういうふうな思いを持って討論を行っております。良識ある議員皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。ありませんか。ありませんね。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、10名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号

○議長（宮本 泰男君） 日程第14、議案第12号、新温泉町七釜温泉ゆーらく館条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、七釜温泉ゆーらく館に係る利用料金を見直すため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第12号、新温泉町七釜温泉ゆーらく館条例の一部改正について御説明申し上げます。審議資料の105ページをお願いいたします。七釜温泉ゆーらく館条例新旧対照表でございます。

今回の改正の要旨は4点でございます。まず、第1といたしまして、現行、ゆーらく館条例の中にごございます利用料金の別表を使用料徴収条例のほうに移行いたします。他の施設も同様に、使用料徴収条例の中で別表で使用料を規定しておりますので、それと統一する形にいたします。

2点目に、年齢区分につきまして、他施設と統一いたします。現行でございますが、105ページの備考のところでございます。ゆーらく館におきましては、小人料金が2歳からかかっております。また、12歳未満というのが小人の規定でございます。これを他施設と同様に、小人の区分を3歳から小学生以下というふうにご他施設と統一をさせ

ていただきます。

3点目といたしまして、料金の改定と町民料金の設定でございます。106ページをお願いいたします。改正案の別表第38でございます。これまでの料金でございました、大人500円、小人300円、これを据え置くことで町民料金といたします。町民外の料金につきましては、大人700円、小人400円というように、燃料高騰等の影響により改定をさせていただきたいと考えております。

それからまた、もう1点が、多目的風呂の料金の改定でございます。町民外の500円から700円への料金改定と併せまして、1室の料金を2,100円から2,400円に改定いたします。あわせて、これまで追加料金を運用の中で実施をしておりましたけれども、これを条例に明文化いたしまして、追加料金につきましては、追加料金1人、大人700円、小人400円。また、時間のほうの追加料金といたしまして、15分500円、こういった規定を設けまして料金を明らかにするものでございます。

議案に戻りまして、条例本文でございます。附則といたしまして、この条例は令和5年7月1日から施行させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） ゆーらく館の。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君に申し上げます。所管ですので、質疑はできません。

○議員（14番 中井 次郎君） ごめんごめん、すみません。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号

○議長（宮本 泰男君） 日程第15、議案第13号、新温泉町索道施設の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、町が譲渡を受ける索道施設について管理するため、条例制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） それでは、議案第13号、新温泉町索道施設の設置等に関する条例の制定について御説明申し上げます。御説明の都合上、審議資料の109ページをお願いいたします。

新温泉町索道施設の設置等に関する条例の制定についての概要でございます。施設の概要でございますが、名称は牧場公園第1ペアリフト。第1というのは、ほかに許可上、もう1本リフトが残っていることによるものでございます。位置は新温泉町丹土1033番地、当初設置年月は平成7年9月、整備内容、1基、延長が639メートルでございます。

内容、目的といたしまして、町の主要観光施設である但馬牧場公園の活性化と観光客等の利便を図ることを目的としております。業務内容といたしまして、索道施設の利用の許可、施設及び設備の維持管理運営等に関する業務を規定しております。運営上の規定でございますが、失礼しました、議案の条例本文を御覧ください。第6条に利用の許可の規定をしております。また、第7条に行為の制限等について規定を行っております。また、第8条には適正な管理のための措置命令について、それから、第9条に利用許可の取消しを規定しております。

利用料金でございますが、現行の運用と同額を利用料金として規定しております。平日につきましては、半日、大人2,000円、小人1,500円、休日につきましては、大人2,500円、小人1,800円、1日が大人2,500円、小人2,000円、休日が大人3,500円、小人2,500円、1回が600円、1シーズンが3万1,000円でございます。休日とは、新温泉町の休日を定める条例に規定する休日のほか、あらかじめ町と協議した上で管理者が定める日でございます。大人は中学生以上でございます。また、次のページでございますが、小人については3歳以上小学生以下とさせていただきます。3歳未満は無料でございます。身体障がい者に対する割引につきましては、他の施設と同様の規定とさせていただきます。6番目に、利用促進を目的とする場合は、使用料の50%を超えない範囲で減額することができることとさせていただきます。これまでの割引券等の発行に対応させていただくものでございます。シーズン券のシーズンにつきましては、索道施設の利用を許可した日から初めに到来する3月31日までということで、年度単位の規定としております。

施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定させていただきます。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 確認ですけど、結局、所有が町になったということで、現行の料金体系とは一緒という形でよろしいでしょうか。

それと、あと、平日、休日というふうに分かれておりますが、グリーンシーズンにおいて、営業は祝祭日、土日の営業というふうにちょっと聞いたんですが、そうすると、この平日料金というのが、土曜日は平日になるんでしょうかね、その辺りと、あと、夏休みとかそういったときも営業されて、そのときは平日料金というような形なのか、ちょっとこの料金区分の詳細をもう少し詳しく言っていただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） グリーンシーズンにおきましては、半日、一日等の利用が見込まれませんので、1回600円の運用で、現行と同じで実施をさせていただきたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 愛宕山観光より無償譲渡を受ける予定であるとありますが、もう無償譲渡を受けて、名義は変更したのでしょうか。

それと、この無償譲渡を受けることになった理由を説明してください。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 譲渡を受ける日付は4月1日付ということでございますので、予定とさせていただきます。

譲渡を受けることとなりました経過につきましては、検討委員会における検討報告の中で、新温泉町の観光、また教育等にとりまして、リフトがあるスキー場の維持が必要という結論からでございます。

○議長（宮本 泰男君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） じゃあ、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議ありですので、これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、13名であります。よって、本案は可決されました。

日程第16 議案第14号

○議長（宮本 泰男君） 日程第16、議案第14号、新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、施設の老朽化が著しいことにより、霧滝シャクナゲセンターを用途廃止するため、条例廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、商工観光課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 福井商工観光課長。

○商工観光課長（福井 崇弘君） 議案第14号、新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例の廃止について御説明をさせていただきます。シャクナゲセンターでございますが、施設が非常に老朽化し、また、修繕等多額の費用がかかる見込み、また、利用が非常に低調で、ほとんど利用がないという状況の中で、施設の廃止をさせていただくものでございます。

御説明上、審議資料の112ページをお願いいたします。条例の廃止と併せまして、シャクナゲセンターの使用料を規定しておりました新温泉町使用料徴収条例の中の別表第23、シャクナゲセンターに関する部分を削除するものでございます。改正案としては削除とさせていただきます。

議案、条例の本文に戻りまして、新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例を廃止する条例ということで上げさせていただきます。新温泉町霧滝シャクナゲセンター条例（平成17年新温泉町条例第184号）は、廃止する。

附則といたしまして、令和5年4月1日から施行ということで廃止をさせていただきます。

先ほど審議資料のほうで御覧いただきました使用料徴収条例につきましては、別表第23を削除させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 15 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 17、議案第 15 号、新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、農地・農業用施設の災害復旧事業に係る工事分担金の算定方法の見直し等を行うため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、農林水産課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） それでは、議案第 15 号、新温泉町災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について御説明をさせていただきます。審議資料ナンバー 1 の 114 ページをお願いいたします。

1 の改正の概要でございますが、昨今の台風や集中豪雨などの自然災害に起因する農地・農業用施設の被害の激甚化から、復旧に係る農家負担が営農意欲減退の要因の一つとなっており、復旧の断念による耕作放棄地の拡大を抑制するため、工事分担金の算定方法の見直しと測量分担金徴収の撤廃により、農家負担の軽減を図るものでございます。

2 に、災害復旧事業に係る分担金について、現行と改正案を比較をしております。災害復旧に係る事業、条件、対象工事に変更はございません。分担金の算定方法ですが、現行では復旧に係る事業費から国庫補助金を差し引いた残額が農家の負担額となっております。改正案では、復旧に係る事業費から国庫補助金を差し引き、さらに起債充当額を差し引いた残額が農家の負担金となります。また、測量に係る分担金につきましては、現行では測量費に工事費の補助率または起債充当額を乗じて得た金額を差し引き、件数で除した額としておりましたが、これを削除いたします。比較表の下に直近の令和 3 年、農地災害の補助率での算定例を記載をしております。現行での分担率は補助残の 3.8% となりますが、改正案では補助残からさらに起債充当額を差し引きまして、残りの 0.38% が分担率となり、現行の 10 分の 1 となります。

113 ページが新旧対照表となっております。第 2 条の定義でございますが、「補助率」の表記を「補助金」に改め、補助災害復旧事業債及び小災害特別債に係る内容を追記しております。第 4 条の分担金の額は、災害復旧事業の分担金を工事費総額から補助金及び起債充当額を控除して得た額に改め、測量分担金の内容を削除し、小災害に係る分担金の内容を第 2 項に分けてお示ししております。

最後に、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 一応確認をさせてください。審議資料の114ページのこの一番下のグラフというか説明図を見ると、例えば総被害額、事業費になるんですかね、これが例えば1,000万円だとしたときに、今回の改正によって個人負担の部分が3万8,000円の負担で済むというふうに読めるんですけども、それで間違いないか。また、40万円に満たない被害が出たとき、39万円だとしたら、個人負担は39万円というような格好になるのか、それについて確認させてください。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 負担額の算定例についての御質問でございます。仮に1,000万円、これが全て補助対象額ということで算定をいたしましたら、議員おっしゃいますように3万8,000円が負担額ということになります。

あと、40万円を切った場合でございますが、補助災害復旧事業の対象外ということになりまして、激甚災害に指定された場合に小災害ということで起債事業の活用ができますので、その場合の起債額を差し引いた額ということで、負担の率につきましては、しばらくお待ちください、すみません、40万円を下回りました場合は、起債の充当率を差し引いた額が農家の負担額ということになりますので、今回提案させていただいた算定例とはまた異なってくるということになります。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 40万円を下回った場合でも、起債によって補助できるような規定に本町の場合、なってるということでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 40万円を下回った場合の起債事業の対応ですけども、激甚災害に指定された場合ということで限定されます。したがって、通常の災害の場合はこの小災害の適用にはなりませんので、補助の対象外ということになります。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。（「議長、反対討論」と呼ぶ者あり）
討論があるようです。

まず、本案に対し反対者の発言を許します。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 本案に反対の立場で討論をさせていただきます。

この制度自体は、私はある意味でいい案であろうかなというふうに思うんですけども、

ただ、一定レベルの中でハンディーがたくさん出てくる可能性がある。そういったことの中でいくと、有利な方と不利な方が出て、不利な方は泣かなきゃいけないという状況が生まれてくると思います。ましてや、農業、後継者が非常に少なくなっていく中で、取り残さないような行政をする、誰一人取り残さないような施策をする、それが私たちの町がやるべきことではないかなど。これをそのまま認めて、そのまま維持されれば、取り残される方が必ず出てくる。そういった中では、まだ練って、我が町ができる条例がつかれるのではないかと、そんなふうに思います。そういった意味の中で、一度立ち止まって、改めて提出をしていただきたい、そんな思いの中でここに立っています。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時20分まで休憩いたします。

午後2時06分休憩

午後2時21分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第18 議案第16号

○議長（宮本 泰男君） 日程第18、議案第16号、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例及び新温泉町下夕山公共建設残土処分場事業基金条例の廃止についてを議題いたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、下夕山公共建設残土処分場の事業終了に伴い、条例廃止を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 議案第16号、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例及び新温泉町下夕山公共建設残土処分場事業基金条例の廃止について説明をさせていただきます。

きます。下夕山公共建設残土処分場の事業終了に伴い、このたび条例を廃止するものでございます。

この下夕山公共建設残土処分場は、平成17年6月から残土の受入れを開始しまして、平成31年3月で受入れを終了しております。この間の歳入総額から歳出総額を差し引いた収益は2億5,984万4,000円でございます。

処分場の跡地につきましては、自然のままとしまして、山林に返す方針でございます。

以上、処分場の事業終了に伴い、新温泉町下夕山公共建設残土処分場条例及び新温泉町下夕山公共建設残土処分場事業基金条例を廃止する条例を制定するものでございます。

条例本文を御覧願います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号

○議長（宮本 泰男君） 日程第19、議案第17号、新温泉町十字谷残土処分場条例及び新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、十字谷残土処分場の事業終了に伴い、条例廃止を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 議案第17号、新温泉町十字谷残土処分場条例及び新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例の廃止について説明させていただきます。十字谷残土処分場の事業終了に伴い、条例を廃止するものでございます。

十字谷残土処分場は、平成8年10月から残土の受入れを開始しておりまして、令和

2年7月で受入れを終了しております。今年度末までの歳入総額から歳出総額を差し引いた収益でございますが、3億4,283万円でございます。処分場の跡地につきましては、イベント開催時の駐車場として、また、災害時に利用できるスペースとして今後、維持管理していく方針でございます。

以上、十字谷残土処分場の事業終了に伴い、新温泉町十字谷残土処分場条例及び新温泉町十字谷残土処分場整備基金条例を廃止する条例を制定するものでございます。

条例本文を御覧願います。附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号

○議長（宮本 泰男君） 日程第20、議案第18号、新温泉町特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、十字谷残土処分場の事業終了に伴い、温泉地区残土処分場事業特別会計を廃止するため、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 議案第18号、新温泉町特別会計条例の一部改正について説明をさせていただきます。

十字谷残土処分場の事業終了に伴い、温泉地区残土処分場事業特別会計を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の115ページをお開きください。新温泉町特別会計条例の

新旧対照表でございます。改正の内容でございますが、第1条中第2号、温泉地区残土処分場事業特別会計、公共事業の温泉地区残土処分の部分を削除し、以下、号数の繰上げを行うものです。

それでは、議案第18号、条例本文にお戻りください。附則の1、施行期日ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行します。

2、経過措置でございますが、温泉地区残土処分場事業特別会計の令和4年度分の収入、支出及び決算については、従前の例によることとします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 今回、十字谷のほうの事業は終わったということなんです。今後、温泉地区で大規模な公共事業等があり、残土処分場の必要が生じた場合は、また新たに条例を定めて行うということなんでしょうか。それとも、そういうことはないというような意味合いでの廃止ということなんでしょうか。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） このたびは十字谷残土処分場が予定の容量にほぼ達したということで、事業は終了いたします。今後でございますけれども、現在、和泉谷残土処分場が稼働しておりまして、当面の間はこの処分場で運用が可能と考えております。ですが、いずれこれも満杯になるという時期が来るとお思いますので、その時期になりましたら、その頃に、事前にまた検討が必要になってくるかとお思いますので、現時点でははっきりしたことは申し上げられませんが、将来の課題であるというふうに思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号

○議長（宮本 泰男君） 日程第21、議案第19号、新温泉町特定公共賃貸住宅条例の

一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） それでは、新温泉町特定公共賃貸住宅条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案第19号、審議資料は116ページから118ページでございます。

それでは、説明の都合上、審議資料の118ページをお開きください。このたびの改正内容でございますが、提案理由に記載のとおり、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

1の条例改正の経緯・背景でございます。本町で管理する特定公共賃貸住宅の入居者資格につきましては、特定優良賃貸住宅の供給に関する法律及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則、以下、省令と言います、これらに定める基準に従い、原則として同居親族がある者としております。このたび、省令の改正によりまして、里子、これは児童福祉法に規定しております里親に委託されている児童を指しております。この里子と同居する者、いわゆる里親も同要件を満たすこととなりました。このことを踏まえまして、所要の規定を整備するものでございます。

2の条例改正の概要でございます。省令の規定に基づきまして、新温泉町特定公共賃貸住宅条例を一部改正し、里子と同居する者について、同居親族要件を満たす者として規定するものでございます。

3の条例改正の内容でございます。このたび改正を行う条項の主な内容を表にしております。1つ目、第2条第3号の定義でございます。改正の内容としまして、所得の定義において、同居親族要件見直しに影響のある字句を削除するとともに、省令の改正による参照規定の条項ずれに対応します。なお、ここで削除する字句は、参照規定である省令に明記されております。2つ目の第6条第1号、入居者の資格でございます。改正の内容は、入居申込時の同居親族要件において、同居親族に準ずる者として里子を追加するものです。3つ目の第6条第3号、入居者の資格でございます。入居申込時の暴力団員排除規定において、同居親族に準ずる者として里子を追加するものです。4つ目、第12条第1項の同居の承認でございます。内容は、入居後に同居者を追加する際の同居親族要件において、同居親族に準ずる者として里子を追加するものです。

4の条例改正の施行日でございます。条例改正の施行日は、公布の日とします。

続きまして、審議資料の116ページをお開きください。新温泉町特定公共賃貸住宅条例の新旧対照表でございます。

第2条第3号は、条例における所得の定義を規定しております。現行の1つ目の下線箇所が、このたびの同居親族要件見直しに影響のある字句を削除するものでございます。現行の2つ目の下線箇所が、省令の改正により参照規定の条項ずれに対応するものでございます。改正案の下線箇所のとおり、参照規定となる省令第1条第3号の所得金額算出規定が省令第1条第4号に、号が1つ繰り下げられたため整理するものでございます。なお、この繰下げは、省令第1条第1号に同居親族に準ずる者に関する規定が新設されたことによるものでございます。

続きまして、第6条は、入居者の資格要件を規定しております。第6条第1号は、入居申込時の同居親族要件において、同居親族に準ずる者として里子を追加するものでございます。

第6条第3号の1つ目の下線箇所は、同居親族に準ずる者として里子を追加するものでございます。2つ目の下線箇所は、参照規定となる法律の題名の一部に脱字があることがこのたび判明したことから、その誤りを正すものでございます。これにつきましては、平成20年度に暴力団員排除規定を整備した際の錯誤によるものでございますが、今後はこのようなことがないように、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、第12条は、同居の承認に関する規定となります。第12条第1項は、入居後に同居者を追加する際の同居親族要件に、同居親族に準ずる者として里子を追加するものでございます。

それでは、議案の条例本文にお戻りください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行としております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 里子とともにこの公共賃貸住宅に入居された方が、里子ですので解消があり得ると思うんですけども、解消された場合には、その方はどのように対処されるのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） すみません、もう一度よろしいでしょうか、すみません。

○議員（3番 岡坂 遼太君） 里子とともにこの公共賃貸住宅のほうに入られた方が、住まわれている間に里子が解消されて、里子がおられなくなって、お一人になられた場合には、町としてはどのように対応するのでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 町営住宅の同居親族要件でございますけれども、入居時に

は里子も含めた2名以上ということになるわけですが、途中で退所、出ていかれたような場合、親が例えば1人で残られるというようなことがあると思いますが、経過措置といたしまして、これは引き続き入居を認めていくということになっております。

○議長（宮本 泰男君） 3番、岡坂遼太君。

○議員（3番 岡坂 遼太君） その経過措置ですけれども、期限といいますか、何年以内に出ていってくださいねというふうなことはあるのでしょうか。現状でも、この特定住宅のほうであれば、コミュニティーが既にできているので、もう出ることはできないなというふうなところで賃上げをして対応しているようなことが見られると思うんですけれども、期限等をお伺いしたいです。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 確認いたしまして回答させていただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

3番、岡坂遼太君。今、調査中ですけど、採決に必要があれば待ちますけど、どうでしょうか。

○議員（3番 岡坂 遼太君） いいですよ。大丈夫です。

○議長（宮本 泰男君） 後で報告でいいですか。

○議員（3番 岡坂 遼太君） はい。

○議長（宮本 泰男君） そのほかの質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号

○議長（宮本 泰男君） 日程第22、議案第20号、新温泉町公立浜坂病院事業基金条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、公立浜坂病院における医療職員の確保及び資質の向上、施設設備の整備並びに浜坂病院事業のために起こした地方債の償還に要する費用に充てるため、浜坂病院事業基金条例の制定を御提案申し上げるものでありま

す。

内容につきまして、公立浜坂病院事務長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 宇野公立浜坂病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 失礼します。それでは、議案第20号、新温泉町公立浜坂病院事業基金条例の制定について御説明を申し上げます。

説明の都合上、審議資料119ページ並びに120ページを御覧ください。提案理由ですが、町長が申し上げたとおりでございます。従来、公立浜坂病院事業には基金条例がなかったわけです。ですが、提案理由にもございます医療職員の確保や資質の向上、また、築40年が経過します施設設備についても老朽化対策が求められている現状でございます。

実は、これまで病院事業会計には、帳簿上、寄附金として900万円ございました。令和5年1月16日に香美町在住の92歳女性の方から100万円の御寄附をいただいたということもあり、900万円とこのたびの100万円を合計した1,000万円を寄附金として管理しておりましたが、この条例の制定で御議決をいただければ、令和5年度に補正で基金積立予算を御提案し、御議決をいただき次第、基金に積み立て、将来にわたる持続可能な病院運営を図ろうとするものでございます。

120ページには地方公営企業法をお示ししています。その中の剰余金処分等というところで、第32条には、地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金を埋めなければならないとありまして、これまで決算の中で累積欠損金を、剰余金が出た分、累積欠損金を埋めてまいっているのが現状でございます。

次に、第32条の2項を御覧ください。ここでは、毎事業年度生じた利益の処分のことが書かれております。前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、または議会の議決を得て行わなければならないとあります。また、地方公営企業法施行令には特定目的の積立金というので定められております。したがって、今回、これらの法に基づき、基金条例の制定をお願いするものでございます。

内容については、条例本文ではなく、119ページの概要のほうを御覧ください。1の制定理由と2の(1)については省略をいたします。(2)、積立金としてですが、基金として積み立てる額は予算で定める額とすると記載をしております。(3)の管理という部分ですが、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。(4)、繰替え運用として、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるかとあります。(5)には運用基金の処理、基金の運用から生ずる収益は、予算の定めるところにより、目的のために必要な経費に充てるものとする。(6)、積立金の処分、設置目的のために使用する場合は、必要に応じ処分することができるかとあ

ります。

条例本文及び審議資料にもございますが、施行期日は令和5年4月1日としております。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） この基金ですけども、設置目的を読めば、これは一般業務の内容に思われるんですね。基金って、目的があって初めて基金は設立できるものだというふうに私、理解してるんです。その中で、こういうすごい一般業務の内容を入れた基金ってあまり見たことがない。これをあえて基金をつくる理由を改めてお聞きします。

それで、次に、この基金をつくった理由として、寄附金があったから、それが1,000万円になったから基金をつくるんだということで、この基金っていうのは、基本、一般の歳入に入れて使えないものなのですか。逆に、これ、基金に入れても、一緒だと思うんですけども、それはできないんでしょうか。

そして、次に、基金として積み立てる額は予算で定める額とすると、これはどこの予算に上げるのでしょうか。

そして、次に、4条で、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。これ、ここの条文の使用方法をいま一度、御説明、どういふような運用があるのか御説明をいただきたい。

そして、6条に、基金を第1条に規定する目的のために使用する場合は、必要に応じ、町長において処分することができるということであれば、特にこれ、基金でなくとも、一般会計で対応できる内容の条文のように思うんですね。というのが、地方公営企業法の説明の中で、剰余金が出て初めて基金はできますよみたいな説明をされたというふうに私は理解してる、間違ったら訂正をお願いします。ですから、剰余金があって、次年度、欠損金が出たら、それを充てなさいよという話です。その中で、じゃあ、浜坂病院において、一般会計から繰入れなしでやられてる剰余金が出てるんだったら別だと思うんですけども、そういう現実的な話の中で、この条文に適用するのかどうかということが非常に疑問があります。

そして、この基金を運営するのが浜坂病院じゃなくて、町が施設改修のためとか、そういうものであれば一般会計から積立てをするというのでは理解できるんですけども、これはあくまで公立浜坂病院の中の企業会計の中でやられるということだったら、少し意味合いが違ってくるといふふうに思います。ですから、一般会計から入れている中での、この基金条例は少しクエスチョンがつくと思うんですけども、その辺もいま一度。

それから、一応、以上のこと、お願ひします。

○議長（宮本 泰男君） 宇野公立浜坂病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 順不同で、答弁漏れがあったら申し訳ございません。

まず、このたび寄附金として1,000万円が令和4年度にあったわけですが、今回の条例で定めるにおいて、通常でしたら、一般会計からの繰入金で決算において剰余金が出る場合であったり、剰余金が出ない場合があったりするわけですが、このたびの基金条例を制定することによって、審議資料120ページの32条の2にうたわれているとおり、32条の第1項に定める規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより議会の議決を得て行うということで、この条例を病院事業基金条例として制定することによって、初めて基金というものが設定できるわけですが、予算はいつ定めるのかという御質問においては、当然ながら令和5年度で基金として予算化をするものでございます。

それから、第6条、目的でございますが、なぜ病院事業会計なのかということがございますが、病院事業でこのたび寄附金を頂いたというのが1点と、それから、病院職員における医療職員の確保、資質の向上、施設設備の整備、地方債の償還というのは、当然、人材育成については町行政の施策として行っているわけですが、現実には、地方債の償還であるとか設備の整備なんかは病院事業会計が担っている中で、これからの病院事業を、持続可能な将来の病院運営をどう図っていくのかということを考えたときに、このたびの条例をお願いをし、このような形になったわけでありまして。

一般会計からの繰入れで、決算剰余金が出てるではないかという、御指摘のとおりでございます。なので、裏を返せば、病院事業会計ではなく、病院事業として基金条例を設けなくても、例えばある町では、町で病院事業の建設改良であるとか、そういった条例を設けている市町も当然あるわけです。法制執務審査会のときにも、そういった議論はさせていただきましたが、このたびは病院事業の基金条例ということでの御提案となったということでございますし、(4)の繰替え運用ですが、当然、基金として利子が発生しますが、それらについては繰替え運用ということでそこに定めているものですし、それ以外、ちょっと以上で、また答弁漏れがあれば御指摘ください。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） 答弁漏れといいますか、ちょっと私の聞き方がまずかったんだというふうに思います。

改めて、何かよく理解できないなど。建物を直すとか、もう目の前に迫ってるんですが、基金って、いつときにお金が必要から、前もってその目的のために積立てを行う、そういうものが一番だというふうに理解している中で、病院の企業会計の中で基金をつくられてやりくりされるというのは、非常に私は大変だと思うんですね。だから、これは本来、本町庁舎の中で基金を持たれて、建物の対応とか、高額な機器を購入されるとか、そういうものについてということで、本町の中で予算を組み立ててすべき問題を病院会計の中でやるっていうのはいかがなものかなというのがあります。

それで、1点、第6条の関係で、町長が処分できますよという話が、処分できるという文言が入ってるということは、これは町長に全ての裁量を任すという解釈でよろしいんでしょうか。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 宇野公立浜坂病院事務長。

○浜坂病院事務長（宇野喜代美君） 条例本文の第6条の部分だと思うのですが、基金を第1条に規定する目的のために使用する場合は、必要に応じ、町長において処分することができるかとあります。ただし、予算措置の上、使用しなければならないとございますので、当然、地方公営企業法に基づき、予算措置をした上で使用するという解釈になるかと考えております。

○議長（宮本 泰男君） 4番、澤田俊之君。

○議員（4番 澤田 俊之君） このただし書がありますけども、基本、こういうのをすると、極端な言い方をすれば、何でも使えるよ、予算計上すれば何でも使えるよと。要するに、基金の目的に合えば何でも使えるよというようなことになると思うんです。それで、この基金をつくったのは、先ほど、将来的な病院運営等々という話もされていると思うんですね。そうすれば、なおさら地方債の償還とか、そういうもんじゃなくって、建物の更新とか、もっと特定すべきだというふうに思うんですけども、これは病院事務じゃなくって、総合的な考え方のほうの話の中で、この基金の考え方をもう一度お示しいただきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 資料にもありますように、地方公営企業というものについては、独立採算が原則でございますので、そういった趣旨でのこの基金の条例の制定という事になっております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議ありということですので、これから本案を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、13名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 2 1 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 3、議案第 2 1 号、新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いたします。

中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） それでは、議案第 2 1 号、新温泉町子ども・子育て会議条例等の一部改正について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 1 3 1 ページの一部改正の概要を御覧ください。国に令和 5 年 4 月 1 日からこども家庭庁が設置をされます。幼稚園、保育所及び認定こども園の教育、保育の内容に関する基準が整理をされまして、国の法律、子ども・子育て支援法等の条項の繰り上がりが生じることによる改正でございます。

なお、関連します 3 つの条例を改正するものですので、順を追って説明をさせていただきます。

1 つ目の条例改正は、新温泉町子ども・子育て会議条例で、第 1 条、第 2 条の条文内の 7 7 条を 7 2 条に 5 条繰り上げるものでございます。国の子ども・子育て支援法第 7 2 条から第 7 6 条まで、子ども・子育て会議等の内容が削除されまして、5 条繰り上がることによるものでございます。

2 つ目の条例改正は、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例で、第 4 条、第 6 条から第 8 条、第 2 0 条、第 3 5 条から第 3 7 条、第 5 1 条、第 5 2 条の各条文内に、第 1 9 条第 1 項第何号とありますものを、第 1 9 条第何号に改められるものでございます。国の子ども・子育て支援法第 1 9 条第 2 項、2 号認定に関します内閣総理大臣の厚生労働大臣との事前協議規定が削除されまして、条項の繰り上がりが生じることによるものでございます。

また、条例の第 1 5 条の条文内、第 2 5 条を第 2 5 条第 1 項に改めております。国の学校教育法第 2 5 条に、第 2 項といたしまして、幼稚園と幼保連携型認定こども園、それぞれの教育課程等に関する事項について、整合性確保への配慮規定と、第 3 号といたしまして、幼稚園の教育課程等に関する事項に関する文部科学大臣の内閣総理大臣との事前協議規定が追加をされまして、現行の第 2 5 条が第 2 5 条第 1 項に改められることによるものでございます。

3 つ目の条例改正につきましては、新温泉町保育の必要性の認定に関する条例で、第

3条の条文内、19条第1項第2号を19条第2号に改めるものでございます。国の子ども・子育て支援法第19条第2項、2号認定に関する内閣総理大臣の厚生労働大臣との事前協議規定が削除されまして、条項の繰り上がりが生じることによるものでございます。

審議資料の121ページをお願いいたします。条例の新旧対照表でございます。最初に、1つ目の条例改正、第1条関係といたしまして、新温泉町子ども・子育て会議条例の新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。右側の改正案を御覧ください。国の法律、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削られまして、第77条から87条までが5条ずつ繰り上がることに伴いまして、条例に引用いたしております第1条と第2条、第1号中の第77条第1項を第72条第1項に、第77条第1項各号を第72条第1号各号にそれぞれ5条ずつ繰り上げ、改正するものでございます。

次に、122ページから130ページの条例新旧対照表を御覧ください。2つ目の条例改正、第2条関係といたしまして、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表でございます。国の法律、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られるため、現行の第19条第1項は第19条と改正をされます。これに伴いまして、条例に引用しております子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号までを全て第19条第1号から第3号までにそれぞれ改めるものでございます。なお、第15条の条文内中、第25条を第25条第1項に改める改正につきましては、国の学校教育法第25条に第2項と第3項が追加され、第25条が第25条第1項に改正されることによるものでございます。改正箇所、内容につきましては、新旧対照表の御清覧をお願いしたいというふうに思います。

次に、130ページの中段、条例新旧対照表を御覧ください。3つ目の条例改正、第3条関係といたしまして、新温泉町保育の必要性の認定に関する条例の新旧対照表でございます。改正内容は、2つ目の条例改正と同じ内容によるものでございます。国の法律、子ども・子育て支援法第19条第2項が削られるため、現行の第19条第1項が第19条と改正されることに伴いまして条項の繰り上がりが生じ、条例の第3条中、第19条第1項第2号を第19条第2号に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

国の子ども・子育て支援法、学校教育法の改正によりまして、条項の繰り上がり等が生じることによりまして、所要の改正を行うものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 1 1 分休憩

午後 3 時 1 1 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

松井建設課長から答弁があります。

松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 先ほどの岡坂議員の御質問の答弁をさせていただきます。

まず、私からの回答で、経過措置という表現を使いましたが、これは訂正をさせていただきたいと思います。あくまでも今回の要件は入居時の同居要件ということでございますので、入居後に退所をした場合は、単独での入居はそのまま継続できるということになっております。以上です。

日程第 2 4 議案第 2 2 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 4、議案第 2 2 号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） それでは、議案第 2 2 号、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

説明の都合上、審議資料 1 3 3 ページを御覧ください。2 の改正内容を御覧いただきたいというふうに思います。条例の第 2 6 条を削除するものでございます。民法第 8 2

2条で、親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」と規定をされておりまして、しつけとして児童虐待を正当化する口実に利用されているとの長年の指摘がございました。これを受けまして、民法及び児童福祉法の懲戒権に関する規定が削除されまして、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改められたことに伴いまして、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例から懲戒権関係規定を削除するものでございます。

審議資料の132ページをお願いをいたします。新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表でございます。右側の改正案を御覧ください。第26条を削除としております。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号

○議長（宮本 泰男君） 日程第25、議案第23号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） それでは、議案第23号、新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料136ページをお願いいたします。主な条例改正の内容について御説明をさせていただきます。2の改正内容を御覧ください。新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に、第7条の2、第1項から第4項を追加をいたしております。第1項では、設備の安全点検など、安全計画の策定、第2項では、職員への周知、定期的研修・訓練の実施、第3項では、保護者へ安全計画、取組内容の周知、第4項では、安全計画の定期的な見直しや変更を規定をいたしております。

幼稚園や幼保連携型認定こども園におきましては、学校保健安全法で安全計画の策定が義務づけられておりますが、家庭的保育事業等の児童の安全確保に関する国の運営基準として明確に定め、職員間の共有、訓練や研修の定期的な実施、保護者への説明により実効性を確保することが目的となっております。

さらに、第7条の3、第1項及び第2項を追加をいたしております。第1項では、乳幼児の移動のため自動車を運行する際、乗降車時点呼等による所在確認、第2項では、送迎のため日常的に自動車を運行する際、降車時に限り、ブザー等見落とし防止装置を備えての所在確認を規定をいたしているものでございます。

令和4年9月に静岡県牧之原市で起きました送迎用バスの園児置き去り死亡事故を受けまして、10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務づけを含みます「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を踏まえた内容となっておりますのでございます。

さらに、条例の第13条を削除いたしております。民法第822条、親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるが、しつけとして児童虐待を正当化する口実に利用されているとの長年の指摘がございまして、民法及び児童福祉法におきます懲戒権に関する規定が削除されたこと等によるものでございます。

次に、第14条の条文中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する」に改めております。

幼稚園や幼保連携型認定こども園におきましては、学校保健安全法での安全計画の策定が義務づけられておりますけども、児童の安全の確保に関する国の運営基準として明確に定め、訓練の定期的な実施により、実効性を確保することが目的となっておりますのでございます。

134ページの条例新旧対照表を御覧をいただきたいと思っております。右側の改正案を御覧をいただきたいと思っております。改正案の追加の第7条の2では、安全計画の策定を規定をいたしております。第1項では、家庭的保育事業者等は、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、家庭的保育事業所での安全に関する指導、職員研修、訓練等に関する安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと、第2項では、安全計画の職員への周知と定期的な研修や訓練を実施しなければならないこと、第3項では、

家庭的保育事業を利用する保護者へ安全計画の取組内容等について周知しなければならないこと、第4項では、安全計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとするを規定をいたしております。

次に、追加の第7条の3では、自動車を運行する場合の所在の確認を規定をいたしております。利用乳幼児の送迎自動車を日常的に運行するときは、自動車にブザー、その他の車内利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、この装置を使って乳幼児の所在の確認を行わなければならないと規定をいたしております。

次に、第10条の改正につきましては、ほかの社会福祉施設等と併せて設置するときの設備及び職員の基準といたしまして、保育に支障のない限り、設備及び職員を兼ねることができるとしております。

次に、第13条の削除につきましては、民法及び児童福祉法の懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、条例から懲戒関係規定を削除するものでございます。

次に、第14条第2項中の改正につきましては、改正前は「必要な措置を講ずる」としていましたが、これを具体的に明記したもので、「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修、感染症の予防、まん延防止のための訓練を定期的実施する」に改めたものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございますが、第13条の懲戒権関係規定を削除する改正につきましては、公布の日から施行するものでございます。

附則第2項で、第7条の3第2項に規定をいたします利用乳幼児の送迎自動車を日常的に運行するときに必要とされます自動車にブザー等の装置を備えることに困難な事情があるときにつきましては、令和6年3月31日まで、令和5年度中はブザー等を備えないことができることを規定をしております。国の省令改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 議案第 2 4 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 6、議案第 2 4 号、新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を提案申し上げるものであります。

内容につきまして、こども教育課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中島こども教育課長。

○こども教育課長（中島 昌彦君） それでは、議案第 2 4 号、新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料 1 4 0 ページをお願いをいたします。令和 4 年 9 月、静岡県牧之原市で、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子供が亡くなるという痛ましい事案が発生をいたしております。これを受けまして、令和 4 年通常国会で児童福祉法等の一部を改正する法律案の審議におきまして、保育所を含みます児童福祉施設、家庭的保育事業所の運営において、国が定める基準に従い、児童の安全の確保を条例で定めることが全会一致で可決されております。今回の改正は、その法改正等、国の省令に基づきまして、児童の安全の確保に関する計画の策定に関する規定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する規定を追加するものでございます。

審議資料 1 3 8 ページの新旧対照表をお願いをいたします。右側の改正案を御覧ください。追加の第 6 条の 2 は、安全計画の策定の規定をいたしております。第 1 項では、放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検、放課後児童健全事業所内外での安全に関する指導、職員研修、訓練等に関する安全計画を策定をし、必要な措置を講じなければならないこと、第 2 項では、安全計画の職員への周知、定期的な研修や訓練を実施しなければならないこと、第 3 項では、放課後児童健全事業を利用する保護者へ安全計画の取組内容等について周知しなければならないこと、第 4 項では、安全計画を定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとするを規定をいたしております。

次に、新たに追加の第 6 条の 3 では、自動車を運行する場合の所在の確認を規定をいたしております。自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に点呼等、所在を確実に把握することができる方法により所在を確認しなければならないと規定をいたしております。

次に、追加の第 1 2 条の 2 では、業務継続計画の策定を規定をいたしております。第 1 項では、放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害発生時に支援の提供を継続的に実施したり、非常時に早期の業務再開のための計画、業務継続計画を策定をいたし

まして、必要な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定をされております。第2項では、業務継続計画の職員への周知、定期的な研修や訓練を実施するよう努めなければならないこと、第3項では、業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めることを規定をいたしております。

次に、第13条第2項中の改正につきましては、改正前は「必要な措置を講ずる」としておりましたけども、これを具体的に明記をいたしております。「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修、感染症の予防、まん延防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

ただし、附則第2項で、第6条の2、安全計画の策定等の規定の適用につきましては、施行期日から令和6年3月31日まで、令和5年度中は努力目標とされておまして、「しなければ」を「努めなければ」と経過措置を規定をいたしております。

国の省令改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後3時32分休憩

午後3時58分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

○議長（宮本 泰男君） お諮りします。本日の会議はこの辺で延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会するこ

とに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

次は、3月14日火曜日午前9時から会議を開きますので、議会議事堂にお集まりください。長時間お疲れさまでした。

午後4時00分延会
